

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。)とこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。

4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定め

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

(実施計画)

第17条 市長は、毎年度、市民自治を推進するための実施計画(以下「実施計画」といいます。)を定めます。

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、実施計画とその実施状況を公表しなければなりません。

(推進会議の設置)

第19条 本市の市民自治の推進について調査審議するため、千葉市市民自治推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第20条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民自治に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 21 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任します。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とします。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織や運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

## ○千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市市民自治によるまちづくり条例（令和元年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(パブリックコメント手続の実施の周知)

第3条 市長等は、条例第14条第1項の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、その旨を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により市民に周知するものとする。

(対象施策の案に関連する資料)

第4条 条例第14条第1項に規定する対象施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 対象施策の案の概要
- (2) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

(対象施策の案等の公表)

第5条 市長等は、条例第14条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出期間、提出方法及び提出場所を併せて公表するものとする。

2 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布

(3) 市役所、各区役所及び各図書館において市長等が指定する場所における閲覧及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

3 前項第2号及び第3号に掲げる方法により公表を行う場合において、公表する対象施策の案及びこれに関連する資料が相当量であるときその他正当な理由があるときは、閲覧のみの方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等)

第6条 市長等は、パブリックコメント手続において市民から意見の提出を求める場合、条例第14条第1項の規定による公表の日から起算して1月以上の期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 パブリックコメント手続における意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長等が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

3 前項の規定により意見の提出を行おうとする者は、当該意見の提出に当たり、氏名及び住所（意見の提出を行おうとする者が法人その他の団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにするものとする。ただし、市長等が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の提出者数等の公表)

第7条 市長等は、条例第14条第4項の規定による公表を行う場合は、前条第2項各号の方法ごとの意見の提出者の数及び提出された意見の数を併せて公表するものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(附属機関の委員の募集)

第8条 市長等は、附属機関の委員を公募により選任するため委員を募

集しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の設置目的及び審議事項
- (3) 委員の任期
- (4) 会議の開催予定
- (5) 募集する委員数及び応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 委員の選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 委員の報酬
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定により委員の募集をするときは、1月以上の募集期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(附属機関の委員の応募資格)

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

(委員の選考方法)

第10条 市長等は、公募委員の選考を行うときは、附属機関ごとに選考委員会を設置し、面接及び次に掲げるいずれか一以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

2 市長等は、公募委員の選考を終了したときは、速やかに、その結果を応募者全員に通知するものとする。

3 公募委員を選考した結果、選任することとする者の数が募集人数に満たなかったときは、市長等が適当と認める方法により委員を選任することができる。

(ワークショップの開催)

第11条 市長等は、条例第12条第1項のワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 参加対象者の範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。

3 前2項の公表は、対象とする事案に応じ、インターネットを利用して閲覧に供する方法、公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布その他の市長等が適当と認める方法により行うものとする。

(その他の市民参加の手続)

第12条 条例第12条第1項に規定するその他の市民参加の手続は、意見交換会、意見募集、アンケート調査等とする。

(意見交換会の開催)

第13条 意見交換会（市長等が開催する会合であって、対象とする施策又は施策の案（以下「対象施策等」という。）について市民の意見を聴取し、又は市民及び市長等若しくは市民同士が意見を交換する場を設けるものをいう。）を開催する場合の手続については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(意見募集の実施)

第14条 市長等は、意見募集（対象施策等について市民から意見の提出を求める手続のうち、パブリックコメント手続を除いたものをいう。）を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものと

する。

- (1) 意見を募集する対象施策等の内容
- (2) 対象施策等の概要、趣旨、目的、背景等の対象施策等を理解するために必要な資料

- (3) 意見の提出期間、提出方法及び提出場所

2 意見募集における意見の提出については、第6条の規定を準用する。

3 市長等は、意見募集を行ったときは、千葉市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要、意見の提出者数及び意見の数を公表するものとする。

4 第1項及び前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施)

第15条 市長等は、アンケート調査（対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を問う調査をいう。）を行ったときは、その結果を公表する。

2 前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(実施計画の策定)

第16条 条例第17条に規定する市民自治を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民参加の手続を実施する施策及びその内容
- (2) 協働により実施する施策及びその内容
- (3) 市民の自立的な活動を推進するために実施する施策及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民自治を推進するために実施する施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

(実施計画及び実施状況の公表)

第17条 条例第18条の規定による実施計画及びその実施状況の公表は、条例第20条第1項の規定による調査審議の後、速やかに、行う

ものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項の規定を準用する。

(推進会議の組織)

第18条 条例第19条に規定する千葉市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議において意思決定を行う場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第19条の2 推進会議は、推進会議においてあらかじめ指定された事項については、文書その他の方法により、意思決定をすることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

■札幌市の市民参加関連条例・要綱等について

- 札幌市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱・・・・ 8
- 札幌市パブリックコメント手続に関する要綱・・・・ 11

## ○札幌市自治基本条例

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

#### (この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### (基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

#### (まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

## 第2章 市民

### 第1節 市民の権利

#### (まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

#### (市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

### 第2節 市民の責務

#### (市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

#### (事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第3章 議会及び議員

#### (議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

#### 第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

#### 第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
  - 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

(財政運営)

- 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

- 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

- 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。
- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
  - 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

## 第6章 基本原則によるまちづくりの推進

### 第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

- 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
  - 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
    - (1) 実施の時期が適切であること。

- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
  - (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。
  - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

#### (住民投票)

- 第 22 条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

#### (市民によるまちづくり活動の促進)

- 第 23 条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。
- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

#### (青少年や子どものまちづくりへの参加)

- 第 24 条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

### 第 2 節 情報共有の推進

#### (情報公開)

- 第 25 条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

#### (情報提供)

- 第 26 条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供できるよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。
- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第 27 条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

### 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

### 第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

### 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び委員の選任並びに透明で公正な会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 懇話会 要綱等に基づき、行政運営上の意見聴取、意見交換及び連絡調整等を行うために設置される、意思決定を伴わない機関
- (3) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長

### (附属機関の設置)

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとし、必要に応じて部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図るものとする。

2 附属機関を新たに設置しようとする局長等は、附属機関設置事前協議書（様式1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

### (附属機関の設置等の見直し)

第4条 附属機関の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 設置目的が他の附属機関と類似し、又は所掌事務が他の附属機関と重複しているもの

2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関廃止・統合

通知書（様式 2）により、総務局長へ報告するものとする。

（附属機関の委員の選任）

第 5 条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。ただし、法令、条例及び国の通知、指針等において別に示されている場合は、この限りではない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年 3 月 28 日市長決裁）によること。
- (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して 6 年を超えないこと。ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して 6 年を超えていない場合は、この限りでない。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4 機関までとすること。
- (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
- (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 選任しようとする委員が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合

3 第 1 項第 7 号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行う場合
- (2) 審議等に専門的な知識が必須である場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、附属機関の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないとして認められる場合

4 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関委員選任事前協議書（様式 3）及び附属機関委員予定者名簿（様式 4）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

5 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関委員名簿（様式 5）を総務局長に送付するものとする。

6 附属機関の庶務を所管する局長等は、附属機関の委員が任期の中途において退任した場合、又は委員の委嘱を解いた場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

7 第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表2に該当する附属機関及び指定管理者選定委員会には適用しない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。
- (2) 会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、あらかじめ決定しておくこと。
- (3) 会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
- (4) 会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
- (5) 第2号の規定により会議を非公開とすることを決定したときは、当該附属機関の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ確認すること。また、委員の職を退いた後も同様とする。

2 委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。

- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
- (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
- (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（懇話会の運営）

第7条 懇話会については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 名称は、審議会、審査会、調査会など、附属機関と誤認される表現を用いないこと。
- (2) 所掌事務は、「審議する」、「審査する」及び「答申する」など、附属機関が所掌する事務を付与しないこと。
- (3) 委員の意見については、個々の委員の意見表明とし、機関としての意見表明としないこと。
- (4) 議決方法に関する議事手続きを定めないこと。
- (5) 委員の選任については、第5条第1項の規定を尊重し、その設置目的に応じた適切な人材の選任に努めること。
- (6) 情報提供については、第6条の規定を尊重すること。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

## ○札幌市パブリックコメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 本市の重要な政策の策定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する手続をいう。

(2) 市民等 本市の区域内に住所を有する自然人、法人その他の団体その他次条第1項各号に規定する条例の案、規則、基本構想の案及び計画に係る案（以下「政策案」という。）に関し利害関係を有するものをいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

### (パブリックコメント手続の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合は、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施しなければならない。

(1) 次に掲げる条例の案を作成する場合

ア 市政に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

イ 市民等への義務の賦課（市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に係るものを除く。）又は市民等の権利の制限（次号において「義務賦課・権利制限」という。）について定める条例（第3号の規定によりパブリックコメント手続を実施した主要な公の施設に関する計画に基づいて定めるものを除く。）

(2) 前号イの条例の委任により定める規則（人事委員会規則及び教育委員会規則並びに地方公営企業の管理者が定める規程を含む。）で、義務賦課・権利制限について定めるものを制定する場合

(3) まちづくり戦略ビジョン若しくはこれに基づく実施計画若しくは市政の特定の分野に関する基本的な計画（主要な公の施設に関する計画を含む。）を策定する場合又はこれらを変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が政策案について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合

(2) 実施機関が政策案の内容について軽微なものであると認めた場合

(3) 実施機関が政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合

(4) 政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合

(5) 実施機関において、政策案について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う

場合

3 第1項各号に掲げる場合のほか、実施機関は、政策の策定に際し、必要と認めるときは、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施することができる。

(政策案等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の規定によりこの要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しない場合を除く。）は、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案の概要
- (3) 政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方
- (4) その他実施機関において市民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

(政策案等の公表方法)

第5条 前条の規定による政策案及び参考資料の公表（以下「政策案等の公表」という。）は、政策案を所管する課、行政情報課、区役所その他実施機関が必要と認める場所（以下「所管課等」という。）における閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策案又は参考資料が著しく大量であるため、同項の規定による公表が困難であると認めた場合は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項にあつては前項の方法により、政策案並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる事項にあつては所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

(周知)

第6条 実施機関は、政策案等の公表を行うときは、市のホームページ又は広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集及び募集期間)

第7条 実施機関は、政策案等の公表を行ったときは、30日以上期間を設けて、市民等から政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項の受付を行うときは、市民等に対し氏名及び住所（市民等が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の明示を求めるものとする。

（意見等に対する措置）

第9条 実施機関は、政策案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見等を考慮しなければならない。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに同項の規定により考慮した結果政策案の修正をした場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

（一覧表の公表）

第10条 市長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている政策案の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 政策案の名称
- (2) 意見等の募集期間
- (3) 前条第2項の規定による公表を行う時期
- (4) 政策案及び参考資料の入手方法及び問い合わせ先

（実施状況の公表）

第11条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況（第3条第2項各号の規定の適用に関する状況を含む。）を公表しなければならない。

（公表方法に関する規定の準用）

第12条 第5条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

局・区実施プランにおける市民自治の取組状況

(1) 平成26年度に実施した、自治基本条例の具体化に向け取り組んだ事業数は560事業であり、局・区実施プランにおける市民自治の取組は確実に定着している。

(2) 平成26年度の各事業における市民自治の取組数(情報共有、市民参加等)は、延べ1,280と過去最大の規模。最も多いのは3割以上を占める「情報共有」、次いで「市民参加」「地域のまちづくり」「市民活動促進」であり、同様の傾向が続いている。

(3) 「情報共有」は、平成26年度実績において延べ41,276回、うち参加や登録等の積極的な手法により情報を受け取った人数は371,514人であった。実施回数ベースで比較すると、出前講座や説明会など市民と対面して情報提供をずる機会が最も多く、延べ30,868回、272,345人に対して行われた。

(4) 「市民参加」は、平成26年度実績において延べ10,143回と、平成25年度より回数減となったものの、何らかの手法で市民参加をした延べ人数は215,636人と増加している。市民スタッフの参加は、実施回数は昨年度比大幅減となったものの手法別では最も多い回数であり、参加人数も増加している。参加等人数別では、アンケートやワンター制度への参加が最も多い。

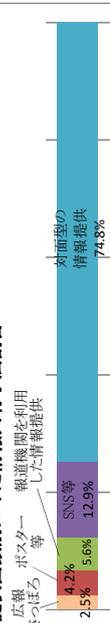
《「情報共有」手法別 実績》

情報共有手法	単位	H25	H26
広報さつぽろ	掲載回数【回】	931	1,046
ポスター、パンフレット等	作成種別【種別】	1,532	1,727
報道機関を利用した情報提供(市庁舎、報道機関への情報提供等)	情報提供回数【回】	1,261	2,301
メールマガジン、ツイッター、SNS等	情報提供回数【回】	1,978	5,334
	登録人数【人】	36,142	99,169
対面型の情報提供(出前講座、出張ワークショップ、職員による説明等)	実施回数【回】	28,507	30,868
	参加人数【人】	222,014	272,345

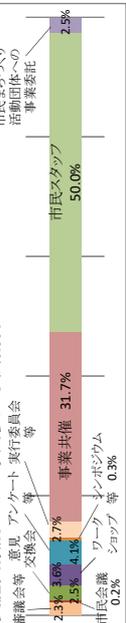
※ホームページへの掲載等、回数のカウントが難しい項目については除く。

何らかの手法で情報共有等を行った延べ回数	34,209	41,276回
積極的に参加や登録により情報を受け取った延べ人数	258,156	371,514人

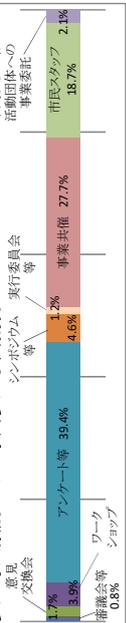
提供回数別にみた情報共有手法割合



実施回数別にみた市民参加手法割合



参加等人数別にみた市民参加手法割合



《「市民参加」手法別 実績》

市民参加手法	単位	H25	H26
意見公募、パブリックコメント	実施回数【回】	20	27
	意見数【人】	8,058	6,124
審議会、協議会、委員会等	実施回数【回】	204	233
	委員数【人】	1,513	1,711
市民会議	実施回数【回】	15	18
	委員数【人】	56	56
意見交換会	実施回数【回】	246	251
	参加人数【人】	3,924	3,662
ワークショップ	実施回数【回】	260	365
	参加人数【人】	14,306	8,349
アンケート、モニター制度	実施回数【回】	340	417
	回答人数【人】	56,129	84,858
シンポジウム、パネルディスカッション、フォーラム	実施回数【回】	22	33
	参加人数【人】	5,694	9,825
実行委員会、協議会、検討委員会	実施回数【回】	201	275
	委員数【人】	1,766	2,536
事業共有、事業協力	実施回数【回】	2,860	3,209
	参加人数【人】	44,094	59,827
市民スタッフ	実施回数【回】	11,119	5,062
	参加人数【人】	39,427	40,268
市民まちづくり活動団体への事業委託	実施回数【回】	244	253
	参加人数【人】	4,905	4,544

何らかの手法で市民参加を行った延べ回数	15,531	10,143回
何らかの手法で市民参加した延べ人数	172,049	215,636人

(単位:件)

各事業における市民自治に関する取組(分野別)	市民参加		市民活動促進		子どものまちづくり(第24条)		地域のまちづくり(第28・29条)		職員に関する取組(第13・14・15条)		その他		計
	(第21条)	(第22条)	(第23条)	(第24条)	(第25条)	(第26条)	(第27条)	(第28条)	(第29条)	(第30条)	(第31条)	(第32条)	
H26(実績)	300	177	174	142	94	455	178	159	63	16	7	1280	833
H25(実績)	257	142	165	139	89	405	164	143	60	28	21	1168	761
H24(実績)	233	117	154	129	72	375	160	136	56	37	19	1069	665
H23(実績)	222	107	148	116	66	355	145	121	65	34	19	1020	580
H22(実績)	199	81	127	90	55	350	125	99	64	32	16	936	470
H21(実績)	194	73	124	85	53	301	111	83	69	32	20	872	435
H20(実績)	206	98	122	92	-	249	149	106	68	8	2	802	426
H19(実績)	176	84	-	-	-	215	-	-	68	8	2	467	208

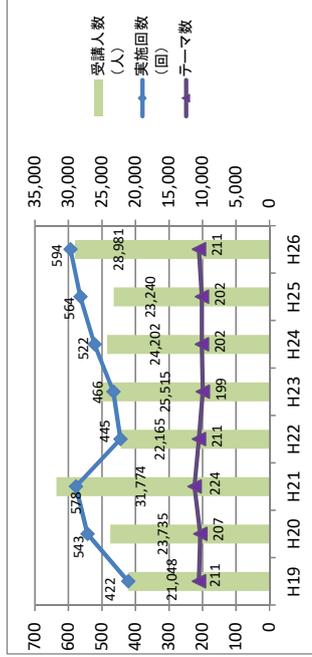
※「-」は項目がなかったため未集計、( )内は区役所の項目数を示す。

※1つの取組で複数の目的を担う場合があり、重複してカウントしている。

※「その他」には、第16条(行政運営の基本)、他の自治体との連携・協力等(第30条)等に関する取組がある。

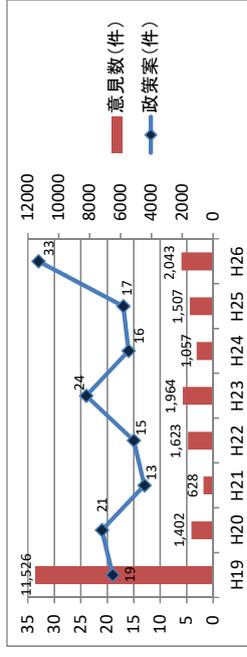
出前講座の実施状況

○出前講座の実施回数は500回前後、受講人数は2万人台で推移しており、市民に定着した取組となっている。



パブリックコメントの実施状況

○パブリックコメントの手続きを実施する政策案件数は10~30件台を推移、それに対する意見数もおおむね1,000件台を推移しており、制度についての市民周知は着実に進んでいるものと考えられる。



※19年度は、「スリムシナリオさつぽろ計画(案)」について市民意見交換会等での意見数を加えているため、意見数が多い。  
 ※26年度は、巻記の意見数のほか、子どもから3,545件の意見があった(札幌市パブリックコメント)手続きに関する要綱に基づかないもの。

◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	24286	
事業名	行政評価制度推進費						
評価担当課	所属名	総務局行政部改革推進室推進課					
	課長名	満保	担当者名	岩淵・須藤	電話番号	011-211-2061	
施策名	主	2-1地域で共生する環境づくり					
	副						
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外			
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費						
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費						
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他					
	取組内容(何をやる)	札幌市が行う様々な取組を、市民にとってより良くより効果的なものにするために、毎年度、全事業と施策を対象に行政評価(「内部評価」と「外部評価」)を実施し、評価結果を市民向けに公表している。「内部評価」では、各事業所管部局による自己評価を実施する。「外部評価」では、行政評価委員会を運営し、また、行政評価委員会の評価に市民目線・市民感覚を取り入れるために、ワークショップを実施している。					
	目的(何をどうするために)	長期	・札幌市が実施する様々な取組を、市民にとってより良く、より効果的なものにするため。 ・市の取組に対する評価の客観性、透明性を確保するため。				
		短期	・札幌市の実施する施策事業の改善・見直しを促すため。 ・評価への市民参加の機会を確保するため。				
実施結果	行政評価委員会では、3施策15事業を対象に評価を実施。7項目の改善・見直しに向けた提言を受けた。市民参加の取組では、「市民・企業によるCO2削減の取組の推進」をテーマに市民ワークショップを実施し、若年層の参加を促すため、大学機関等と連携を図り、学生に参加いただいた。(総参加者数:31名)						
事業実施における工夫点	行政評価に市民目線・市民感覚を取り入れるため、市民参加の取組(ワークショップ)を実施している。						
対象者	各事業を担当する市職員、ワークショップの参加市民			開始	2005 年度	終了	年度
関連法令・条例・要綱等	自治基本条例(第19条)、付属機関設置条例、行政評価委員会規則、行政評価実施要綱						
他都市の状況	政令市をはじめ、多くの自治体で行政評価制度を導入している。 また、外部評価については、本市含め20政令市中5市が実施している(令和元年度現在:札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、福岡市)。						

◎事業費

(単位:千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費	2,157	2,930	2,240	3,097	
うち特定財源	0	0	0	0	
人工	1.0	1.0	1.0	1.0	
人件費	7,200	7,100	7,100	7,200	
計(事業費+人件費)	9,357	10,030	9,340	10,297	
事業費の内訳	H30年決算	○市民参加ワークショップに関する費用 1,752千円 ・ワークショップ運営委託費(1,625千円(うち参加市民への謝礼125千円))・その他(127千円) ○行政評価委員会に関する費用 488千円 ・委員への謝礼(338千円)・委員会会議録作成委託費(150千円)			
	R1年予算	○市民参加ワークショップに関する費用 2,221千円 ・ワークショップ運営委託費(2,022千円(うち参加市民への謝礼240千円))・その他(199千円) ○行政評価委員会に関する費用 876千円 ・委員への謝礼(500千円)・委員会会議録作成委託費(343千円)・その他33千円			

◎検証(振り返り)

活動指標1		指標名	行政評価委員会による提言数			
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
		9	16	7	10	
活動指標2		指標名	市民参加の取組の参加者数			
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
		45人	48人	31人	37人	
成果指標1		指標名	行政評価の検証結果をその後の取組に活用した職員の割合			
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
		28%	50%	88%	60%	
成果指標2		指標名	市民参加の取組で「満足」「やや満足」と回答した参加者の割合			
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
		81%	80%	77%	80%	
項目	判定	理由				
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	<p>○行政評価の検証結果を、その後の取組に活用した職員の割合は88%であった。</p> <p>○行政評価委員会:3施策15事業を対象に7項目の見直し・改善の提言を行った。提言に基づき、各事業部局で検討・改善の取組を進めていく。</p> <p>○市民参加ワークショップ:31名の市民が参加し、市の取組を学んだうえで、市の今後の取組に対する提言を行った。</p>				
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	<p>○調査作成対象事業数:前年度同様、内部官理事務・法定経費・指定官理費を評価調書の作成対象外とした。加えて、より効果的な評価の実施に向け、評価調書作成対象事業を事業費10,000千円以上の事業及び前年度の評価結果がB・C評価のものとした。(調書作成対象事業数:635事業)</p> <p>○市民参加の取組(ワークショップ)の参加者数:幅広い年代、居住区の参加者の様々な意見を聴取するために、最大48人(6グループ、1グループあたり8名程度)の規模が適切である。</p>				
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	<p>○行政評価委員会による評価:評価の客観性、信頼性を確保するため、また行政外部の専門家としての視点も交えながら評価を行うため、大学教授や弁護士等の有識者で構成される現在の行政評価委員会による外部評価が適切である。</p> <p>○市民参加ワークショップの運営:専門性のある業者に委託しており、実施主体は適切である。</p>				
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	B	<p>職員:行政評価に関するアンケート結果を見ても、行政評価制度の改善を求める声などがあることから、満足度が高いとは言い難い。</p> <p>ワークショップに参加した市民:ワークショップの参加満足度は、「満足」「やや満足」を合わせて、77%であったことから、比較的良好であると言える。</p>				
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外    市民参加結果への対応 <input type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映					
今後の改善点	<p>「行政評価の検証結果をその後の取組に活用した職員の割合」が上昇したが、引き続き結果に結び付くよう、職員の意識の啓発などにも取り組んでいきたい。</p>					
前回の評価	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 評価省略対象事業					
今年度取り組んだ見直し内容	特になし			見直し効果額 (前年度)	0 千円	
今回の評価	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 評価省略対象事業					
評価の理由	<p>・評価の検証結果の活用した職員の割合が上昇しているため。</p> <p>・ワークショップの参加者の満足度が比較的良好であるため。</p>					
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止				
	予算	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他			見直し効果額	0 千円
		事業内容の検証、見直し結果を踏まえて、適切な予算措置を行う。			見直し効果額	0 千円

# 事業評価調査

## ◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	20058
事業名	広報誌等発行費					
評価担当課	所属名	総務局広報部広報課				
	課長名	沼田	担当者名	村田	電話番号	211-2036
施策名	主	2-3歩いて暮らせるまちづくり				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	● 対象 ○ 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他				
	取組内容(何をすすめる)	◆「広報さっぽろ」の編集・発行: 毎月1回発行。全市版(22ページ)は広報課が、区版(6ページ)は各区広聴係が編集し、印刷会社で印刷・製本している。配布は、町内会やマンション管理組合に依頼し、全世帯に配布。町内会が配布困難な場合は業者委託による配布。また障がい者就労支援の一環として、障がい者施設にも配布を一部委託。				
	目的(何をどうするために)	長期	市政の重要な施策や課題について市民へ情報提供し、政策形成過程での市民参加を実現するため。			
		短期	市民生活に必要な情報を周知し、各種制度への理解や事業への市民参加を促進するため。			
実施結果	「広報さっぽろ」と市が行っているイベント情報等をまとめた別冊子をそれぞれ毎月1回(年間12回)定期発行した。なお、「広報さっぽろ」は平成30年5月号から、お知らせ欄からイベント情報を削減する一方、市の取り組みや課題を伝える特集・企画記事をより充実させ、全ページをカラーにする等の魅力アップを図るリニューアルを行った。(ページ数は44ページから32ページへ変更)					
事業実施における工夫点	広報誌面に市民目線・市民感覚を取り入れるために、市民参加の取組(広報モニター、広報クイズ・プレゼントへの感想)を実施し、その意見を踏まえて企画・編集を行っている。					
対象者	市民	開始	年度	終了	年度	
関連法令・条例・要綱等	札幌市広報誌発行規則、札幌市自治基本条例					
他都市の状況	広報誌等は、判型やページ数は異なるが他政令市においても発行されている。					

## ◎事業費

(単位: 千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費	510,871	569,353	487,029	579,441	
うち特定財源	0	95,080	100,583	101,514	
人工	5.3	5.3	5.3	5.3	
人件費	37,630	38,160	38,160	38,160	
計(事業費+人件費)	548,501	607,513	525,189	617,601	
事業費の内訳	H30年決算	・広報誌1部あたりの発行経費(印刷・製本、配送・配布、レイアウト・表紙制作)32.38円×発行部数1,045千部/月×12月=406,127千円 ・簡易な冊子発行経費 21,676千円 ・その他事務費(職員手当等)59,226千円 ・事業費の特定財源(100,583千円)は広告収入			
	R1年予算	・広報誌1部あたりの発行経費(印刷・製本、配送・配布、レイアウト・表紙制作)43.60円×発行部数1,057千部/月×12月=553,008千円 ・簡易な冊子発行経費 19,706千円 ・その他事務費(職員手当等)6,727千円 ・事業費の特定財源(101,514千円)は広告収入			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名 「広報さっぽろ」発行部数			
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	1,035,692部/月	1,041,000部/月	1,045,195部/月	1,057,000部/月
活動指標2	指標名			
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
成果指標1	指標名 広報誌を読んでいる(必ず読む、時々読む)市民の割合			
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	76.6%	80.0%	71.0%	80.0%
成果指標2	指標名			
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
項目	判定	理由		
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	あらゆる世代の市民に親しまれ、読まれる広報誌を目指し、テーマの選定、デザイン、文章表現などを工夫している。5月号からは誌面をリニューアルし、イベント情報を削減する一方、特集や企画ページ数を拡大し、市民意識調査で要望が多かった分野をテーマに新企画を実施する等の充実を図った。その結果、閲読率はリニューアル前から引き続き7~8割の水準を維持している(30年度市民意識調査)。		
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	市が進めている取り組みや課題、市民生活に必要な情報を周知し、市政への参加を促すためには、必ず情報が行きわたる全戸配布が妥当である。		
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	紙媒体で全世帯に配布することで、情報を自ら取りにいかなくても、市が進めている取組や市の課題などについて、ふとした時に手に取り見てもらい、じっくり考えてもらえるだけでなく、市政に興味がない方にも市政情報を提供することができるという点で適切と考えている。なお、情報の新鮮さが重要なお知らせ情報については、データ放送とスマートフォンアプリでタイムリーにより多くの情報を配信している。		
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	広報誌面に市民目線・市民感覚を取り入れるために、市民参加の取組(市民意識調査、広報モニター、広報クイズ・プレゼントへの感想)を実施し、その結果を踏まえて企画・編集を行っている。また、広報モニターによる、わかりやすさ・文章量・レイアウトなどについての採点結果は5段階評価で平均4であり、誌面においては概ね現状で適当であると評価されている。		
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外    市民参加結果への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映			
今後の改善点	世帯数の増に伴い、発行部数が増加し、発行経費も増加することから、毎月印刷部数の精査を行い、経費増の抑制に努める。また、幅広い世代に読んでもらえるよう、引き続き魅力ある誌面の制作に取り組む。			
前回の評価	● A    ○ B    ○ C    ○ 評価省略対象事業			
今年度取り組んだ見直し内容	平成30年5月号から、イベント情報を削減してページ数を減らし、印刷経費の縮減を図る一方、特集・企画記事を充実させるリニューアルを実施。	見直し効果額(前年度)	137,176	千円
今回の評価	○ A    ● B    ○ C    ○ 評価省略対象事業			
評価の理由	広報誌のリニューアルによるページ数の削減の効果により、印刷製本に係る費用を大幅に削減することができたが、引き続き発行経費の抑制と誌面の魅力アップに向けて、工夫・改善を維持すべきと考える。			
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	● 改善    ○ 現状維持    ○ 休止・廃止 あらゆる世代の市民に親しまれ、読んでいただけることを目指し、誌面作りを行っていく。		
	予算	○ 拡充    ● 現状維持    ○ 縮小    ○ その他	見直し効果額	0 千円
	現在と同程度の予算の中で実施する。			

# 事業評価調査

## ◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	20064
事業名	広報一般事務費					
評価担当課	所属名	総務局広報部広報課				
	課長名	沼田	担当者名	足助	電話番号	211-2036
施策名	主	2-3歩いて暮らせるまちづくり				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	● 対象 ○ 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他				
	取組内容 (何を する)	<p>各種媒体利用広報として次のことを行っている。</p> <p>①インターネットを利用した広報の調整及び札幌市HPトップページの管理、市長のページ、札幌市のあらまし、市民便利帳等の公開。</p> <p>②職員が地域に出向き、市政情報の提供と市民との直接対話を行う「出前講座」の総括。</p> <p>③ふれあいパンフレットコーナーにおける各種パンフレットの配布、並びにサッポロスマイル市政PRコーナーや地下鉄駅全駅に設置している地下鉄駅掲示板における市政情報の発信。</p>				
	目的 (何を どうす るため に)	長期	・市政情報を効果的に広報し、市民との情報共有を進めることで、市民と行政の信頼関係を築き、市民が主体となったまちづくりを進めていくため。			
		短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市が行う様々な取組や、災害情報等の必要な情報を即時に市民へ広報するため。</li> <li>・札幌市の取組を直接市民に伝えるほか、市政に対する市民の意見を聴取するため。</li> <li>・市政情報や市内で行われるイベント等について、広く市民に周知するため。</li> </ul>			
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる市政情報の発信を積極的に実施した。(トップページのアクセス数は10,312,122件)</li> <li>・出前講座については、テーマごとの申し込み状況やアンケート結果などを踏まえ、市民の関心の高いテーマを選定し、11分野208のテーマで795回実施した。</li> <li>・パンフレットコーナーでは1,494件の配架を行った。</li> </ul>					
事業実施における工夫点	ホームページにおいて、アクセス情報などを基に、より市民に分かりやすく利用しやすいページとなるよう、ページ内容・階層の見直し等を継続的に実施する等、より伝わる広報をとるための見直しを行っている。					
対象者	市民	開始	年度	終了	年度	
関連法令・条例・要綱等	札幌市自治基本条例					
他都市の状況	インターネット及び出前講座と同様の事業は、すべての政令指定都市で実施している。ふれあいパンフレットコーナー、市政展示コーナー、地下鉄駅掲示板については、各自治体において機能・形態は異なるが、庁舎外に行政(観光)の情報提供コーナーを有している。					

## ◎事業費

(単位:千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費	39,675	37,540	41,317	53,767	
うち特定財源	4,634	4,384	5,101	6,677	
人工	7.0	7.0	7.0	8.0	
人件費	49,700	50,400	50,400	57,600	
計(事業費+人件費)	89,375	87,940	91,717	111,367	
事業費の内訳	H30年決算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ運用等 10,599千円(トップページ1アクセスあたり1.03円×10,312千アクセス)</li> <li>・市政PRコーナー等行政財産使用料 1,371千円</li> <li>・その他事務費(職員手当、消耗品・備品購入、非常勤職員報酬等、その他委託料等) 29,347千円</li> </ul>			
	R1年予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ運用等 15,114千円</li> <li>・市政PRコーナー等行政財産使用料 1,400千円</li> <li>・その他事務費(職員手当、消耗品・備品購入、非常勤職員報酬等、その他委託料等) 37,253千円</li> </ul>			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	ふれあいパンフレットコーナー配架数		
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	1,493	1,500	1,494	1,500
活動指標2	指標名	ふれあいインフォメーション掲示数		
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	146	140	140	140
成果指標1	指標名	市役所ホームページトップページアクセス数		
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	8,091,701	8,000,000	10,312,122	9,000,000
成果指標2	指標名	出前講座開催回数・参加者数		
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	765回・34,516人	800回・35,000人	795回・39,904人	800回・40,000人
項目	判定	理由		
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページは、トップページアクセス数が年間1,030万件にのぼり、市政情報を発信する媒体としての重要性が高まっており、より分かりやすく使いやすいページを目指して、アクセシビリティの向上などさらなる改善に努めていく必要がある。</li> <li>・出前講座は、実施回数、参加者共に増加しており、受講者アンケートでは市政への理解度・満足度とも高評価が得られている。</li> <li>・ふれあいパンフレットコーナー等は、無料で利用可能な場所として、市民からのニーズが高い。</li> </ul>		
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページについては、約7万ページに及ぶ大量のコンテンツの作成・管理に、多くの職員が携わり、なおかつ高い安定性が求められることを鑑みると、無償ないし安価なシステムではなく、あらかじめ自治体での運用を想定して作られた、高い機能と安定性をもつホームページ運用システムの導入が必要である。現在のシステム導入時には価格面も含めて、総合評価一般競争入札による厳正な選考を行っており、事業水準としては適切であると考えている。</li> </ul>		
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページは、現在、閲覧者の環境にあわせてPC版、スマートフォン版を表示できるように対応している。</li> <li>・出前講座については、他に代替手法がないこと、ふれあいパンフレットコーナー等については、紙媒体の掲示スペースも必要であることから、適切である。</li> </ul>		
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	<p>ホームページモニター調査では、情報量が多すぎという意見も寄せられたが、見やすく、分かりやすいという意見が多数を占めた。今後も引き続き、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したページ作成を心がけていく。</p> <p>出前講座では、参加者の98.5%が「参加して良かった」と回答し、96.3%が「また出前講座を利用したい」と回答しており、今後もさらなる満足度を得られるよう、市民の意見を反映し、適宜見直しを行っていく。</p>		
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外   市民参加結果への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映			
今後の改善点	<p>平成28年3月にホームページのアクセシビリティに対する指針であるJIS規格が改正公示され、同年4月1日には障害者差別解消法が施行されるなど、アクセシビリティへの取組が求められている。平成30年度には特に重要なページ及びアクセス数の多いページについて適合レベルAA準拠を達成。「年齢や障がいの有無を問わず誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページ」を目指しサイト全体がAA準拠となるようアクセシビリティの向上に努めていく。</p>			
前回の評価	○ A   ● B   ○ C   ○ 評価省略対象事業			
今年度取り組んだ見直し内容	ホームページにおいて、より市民に分かりやすく利用しやすいページとなるよう、ページ内容の見直し等を継続的に実施。	見直し効果額(前年度)	0	千円
今回の評価	○ A   ● B   ○ C   ○ 評価省略対象事業			
評価の理由	<p>今後もアクセシビリティへの対応を含め、市民に市政情報を効果的に伝えられるよう、また市民が簡単に情報を得ることが可能となるような改善をしていく必要がある。</p>			
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善   ○ 現状維持   ○ 休止・廃止</li> <li>ホームページについては、アクセシビリティ向上に努めるなど、市民が利用しやすい環境を整える。また、出前講座については、アンケート結果等をもとに、より市民ニーズに合ったテーマを選定する。</li> </ul>		
	予算	○ 拡充   ● 現状維持   ○ 縮小   ○ その他	見直し効果額	0
	現状の予算規模を維持しながら、より伝わる広報となるように各種の見直しに取り組んでいく。			

事業評価調書

① 基本情報

年度	会計コード	事業コード
事業名	所屬名	事業コード
評価担当課	課長名	電話番号
担当者名		
主 副		
施策名		
アクションプラン	対象	対象外
	経常経費	臨時経費
	内部管理	法定経費
	指定管理費	
事業の性質	重営	一部委託
	全部委託	補助・助成
	その他	
実施形態		
取組内容 (何をやる)		
長期		
短期		
事業内容		
実施結果		
事業実施における工夫点		
対象者	開始	終了
年度		
関連法令・条例・要綱等		
他都市の状況		

② 事業費 (単位: 千円)

事業費	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算
うち特定財源				
人工				
人件費				
計(事業費+人件費)				
H30年決算				
事業費の内訳				
R1年予算				

- ① 年度  
令和元年度の行政評価の対象となる事業は29年度の事業です。
- ② 事業名  
予算の小事業名を記載しています。
- ③ 評価担当課  
当該事業の評価の担当課名を記載しています。
- ④ 施策名  
事業の上位目的に当たるまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015における施策名を記載しています。
- ⑤ 事業の取組内容  
平成30年度に実施した事業の取組内容を記載しています。
- ⑥ 事業の目的  
長期・短期それぞれの観点から何をどうするために事業を実施しているのかを記載しています。
- ⑦ 実施結果  
平成30年度に当該事業でどのようなことを実施したのか、その内容や結果を記載しています。
- ⑧ 事業実施における工夫点  
事業の実施にあたり、実施手法やサービス向上、コスト削減等の観点から、所期の目的を達成するために工夫した点を記載しています。
- ⑨ 対象者  
どのような人、団体のために行っているかを記載しています。
- ⑩ 関連法令・条例・要綱等  
当該事業を行うことが直接記載されている、または事業を行ううえで基準とすべき法令、条例、規則、要綱などがある場合、その名称を記載しています。
- ⑪ 他都市の状況  
当該事業と同様の事業、または類似事業に関する、他政令市などの他自治体の動向を記載しています。
- ⑫ 事業費
- |          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 年度       | H29   | H30   | R1    |
| 平均給与(千円) | 7,100 | 7,100 | 7,200 |
- 29～30年度決算額、30～R1年度予算額、29～R1年度の人員(人工)・人件費を記載しています。人件費は、職員の平均給与×人員(人工)で計算しています。平均給与は下表のとおりです。
- ⑬ 事業費の内訳  
当該事業の内訳について、平成30年度決算、令和元年度予算それぞれについて主な項目を記載しています。

◎検証(振り返り)

①	活動指標1	指標名 H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	活動指標2	指標名 H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
②	成果指標1	指標名 H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	成果指標2	指標名 H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
③	項目	判定			
	理由				
④	事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)				
	事業規模 (事業ボリュームは適切か)				
⑤	事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)				
	対象者の満足度 (対象者のニーズに届いているか)				
⑥	市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 評価	<input type="checkbox"/> 対象外
	市民参加結果への対応	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 反映
⑦	今後の改善点				
	前回の評価	<input type="radio"/> A	<input type="radio"/> B	<input type="radio"/> C	<input type="radio"/> 評価省略対象事業
⑧	今年度取り組みが見直し内容	見直し効果額(前年度)		千円	
	今年度の評価	<input type="radio"/> A	<input type="radio"/> B	<input type="radio"/> C	<input type="radio"/> 評価省略対象事業
⑨	評価の理由				
	事業内容	<input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 休止・廃止			
⑨	次年度の取組の方向性・改善内容	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他			
	予算	見直し効果額		千円	

① 活動指標

当該事業で行った行政サービスの具体的な提供量や、活動量(実績)を示すための指標を記載しています。事業自体の現状を把握するために用いています。

② 成果指標

事業目的に照らして、達成すべき成果を測るための指標を記載しています。受益者(地域住民)の観点から事業を実施した成果を検証し、今後の取組の方向性や改善方法を検討するために用いています。

以下の項目のA・B・Cの判定基準は以下のとおりです。

- A: 見直しの必要なし
- B: 部分的な見直しが必要
- C: 全般的な見直しが必要

③ 事業の成果

当該事業を実施したことでも得られた効果や目的の達成状況について、可能な限り、数値等の客観的なデータを用いて記載しています。計画策定など客観的な数値で示すことが難しい事業については、事業の進捗状況等を記載しています。

④ 事業規模

当該事業で提供するサービスの規模や水準、対象者の範囲等について、単位あたり経費や他都市との比較等を用いて、事業規模が妥当なものか検証し、その結果を記載しています。

⑤ 事業の実施手法

効果的、効率的に事業の目的を達成するために、現在の事業実施の手段や担い手が適切か検証し、記載しています。他都市との比較や、実施手法の見直しにより想定されるコストや人工、要した期間の変化を比較するなどにより検証しています。

⑥ 対象者の満足度

事業が対象者のニーズに応じたものとなっているか、成果指標などを基に検証し、記載しています。

⑦ 今後の改善点

事業の目的や関連施策の目的(基本方針)、市民ニーズの変化等の観点から、上記検証によって明らかになった、当該事業が抱えている課題や、今後の取組において改善するポイントを記載しています。

⑧ 今回の評価

事業の検証を踏まえ、事業全体の取組結果について、A~Cの3段階で評価しています。

⑨ 次年度の取組の方向性・改善内容

自己評価を踏まえ、次年度(令和2年度)の当該事業の方向性について記載しています。

(1) 事業内容  
今後の事業の実施方法等について、その内容を具体的に記載しています。

(2) 予算・見直し効果額  
当該事業の次年度(令和2年度)予算要求について、その内容を具体的に記載しています。また、見直しにより予算上の効果額(R2 予算額-R1 予算額)が見込まれる場合はその金額を記載しています。

## 市民参加条例の検討に向けた視点の検証

## 視点1：自治基本条例に関する現状

札幌市には現在、市民参加条例が存在せず、自治基本条例に市民参加に関する規定が盛り込まれている。市民にとっては、自治基本条例は抽象的であり漠然としているため、その中の条文に市民参加の項目があるといっても、まずは、その入口の自治基本条例への馴染みがなく、理解が難しいと考えられる。従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要がある。

## ○「札幌市自治基本条例」の認知度

- ①平成23年度調査 知っている52.0%、知らない47.2%
- ②平成26年度調査 知っている47.8%、知らない51.0%
- ③令和元年度調査 知っている29.9%、知らない70.2%

※「知っている」は、「条例について名前だけなら聞いたことがある」、「内容を知っている」等の回答を合計したものの。

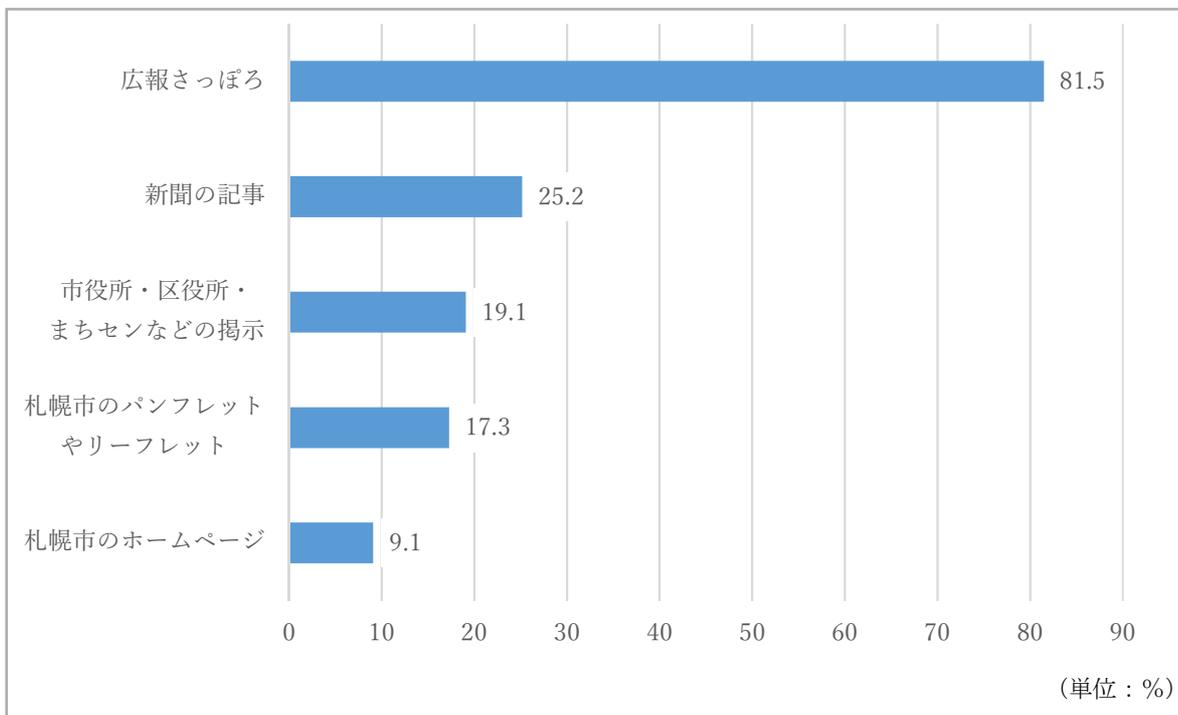
## ①「札幌市自治基本条例に関するアンケート調査」

(調査票を無作為抽出した市民3,000人に「市民による集中評価会議」案内文に同封して郵送、その他区役所等に調査票を配架)

## ②「市民自治に関するアンケート調査」(調査票を無作為抽出した市民5,000人に郵送)

## ③「市民インターネットアンケート調査」(アンケートモニターに登録している市民480人を対象)

【参考】調査①での設問「札幌市自治基本条例を何から知ったか」の回答結果(上位5位まで抜粋)



## 視点2：市民参加条例の特長と考えられる事柄

### ① 市民にとっての分かりやすさ

市民にとっては、「市民自治」よりも「市民参加」のほうがより具体的に分かりやすいと思われることから、様々な機会をとらえて市民への周知を行い浸透を図ることを考えると、「市民参加」を表題とする方が効果的であると考えられる。

### ② 総括性

札幌市では、市民が意見を述べることができる手続が定められており、要綱等をはじめ、個別の施策・制度等でも様々な市民参加が行われているが、これらを総括するものが現在はない。このため、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となる。

## ○総括性

【参考】神奈川県厚木市ホームページ：市民参加条例に定める市民参加制度を一覧で掲載

The screenshot shows the official website of Atsugi City. The header includes the city logo and name '厚木市 Atsugi City Official WebSite'. The breadcrumb trail is 'ホーム > 市政・広報 > 広報 > 広報・広聴 > 市民参加条例'. The page ID is 'ページID：C0 11187'. The main content area is titled '広報・広聴' and features a yellow highlight for '市民参加条例'. Below this, there are several categorized lists of activities:

- 市民参加条例について**
  - パブリックコメント手続の実施
  - みんなの声でつくるまち 市民参加条例
  - 自治基本条例日より
- 審議会等**
  - 審議会等の運営
- 意見交換会**
  - 意見交換会の開催（令和元年度）
  - 意見交換会の開催（平成30年度）
  - 意見交換会の開催（平成29年度）
  - 意見交換会の開催（平成28年度）
  - 意見交換会の開催（平成27年度）
  - 意見交換会の開催（平成26年度）
- 意向調査**
  - 意向調査の実施（令和元年度）
  - 意向調査の実施（平成30年度）
  - 意向調査の実施（平成29年度）
  - 意向調査の実施（平成28年度）
  - 意向調査の実施（平成27年度）
  - 意向調査の実施（平成26年度）
- 市民会議**
  - 市民会議の設置
- ワークショップ**
  - ワークショップの開催
- その他の市民参加**
  - その他の市民参加
- 運用状況点検報告書**
  - 令和元年度厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書について
  - 平成30年度厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書について

### 視点3：自治基本条例との整合性

自治基本条例の起草時の議論では、自治基本条例を制定した後で、将来的には市民参加条例を作っていくという想定もなされていたが、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見もあったことから、現在のように自治基本条例中に市民参加に関する事項がある程度詳細に規定されている。このため、市民参加条例の検討にあたっては、自治基本条例との整合性に特に留意する必要がある。

#### ○自治基本条例第21条（市政への市民参加の推進）に対応する市民参加の取組

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

⇒「政策の立案」段階：公募による審議会等への市民参加、パブリックコメント制度、意見交換会等  
「実施」段階：各種行事等への市民参加、市民との事業共催、市民団体等への事業委託等  
「評価等」段階：行事等参加者からのアンケート聴取、行政評価委員会の外部評価等

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 実施の時期が適切であること。
- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
- (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

⇒設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施したり、一人の委員の長期在任を制限すること等により、幅広い市民の参加を促している（札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱）

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

⇒パブリックコメント制度の運用（札幌市パブリックコメント手続に関する要綱）

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

⇒インターネットによる市政提案、市民の声を聞く課・各区広聴係へ寄せられる意見・提案等を関係部に送付する仕組みを整備。また、主な意見等の検討結果について、市HP「みんなの声を市政に生かします」で公開している。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

⇒条例以外のものとしては、市民参加制度に係る要綱等の策定、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の運用などがある。

#### 視点4：目的や将来像の明確化

市民参加条例を制定する目的は、市民参加をより進め、市民自治を深化させることである。

市民に市民参加の意識を浸透させるためには、それによって札幌市が何を目指していくのかという、将来への道筋を市民に示すことが必要であり、それを示すことで、参加する市民が増え、市民の意識も高まっていくことが期待できる。

市民参加条例を作るのであれば、その内容もさることながら、そもそもの目的や将来像を明確にし、それを分かりやすく市民に示すことが肝要である。

#### ○自治基本条例で定める目的等（一部抜粋）

（前文）

～まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

#### ○市民への周知手段等



- ・パンフレット「市民が主役 札幌市のまちづくり — 自治基本条例 —」イラスト等も使用することで、分かりやすい誌面を心掛けている。  
※市政への市民参加については、主に9～10ページに掲載  
※区役所等・各施設での配架、市ホームページへの掲載により周知
- ・出前講座  
「まちづくりの基本ルール～自治基本条例～」  
「みんなで取り組もう！地域のまちづくり」

#### 【参考】他都市における市民周知に係る表記

- ・京都市：目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」  
（「第2期 京都市市民参加推進計画 改訂版」冊子）
- ・静岡市：「このまちを変える1人になりませんか？」  
（「市民参画の推進に関する条例」パンフレット表紙）
- ・千葉市：すべては“将来に引き継ぎたいと思えるまち”を実現するため。  
キーワードは“わたしたち”と“ジブンゴト”  
（「市民自治によるまちづくり条例」パンフレット）

## 視点5：市民にとっての効果や課題の検証

札幌市のこれまでの調査によって、他都市での効果や課題が明らかになったことは有用であるが、調査結果は主に行政側から見た効果や課題である。市民参加条例は市民のための条例であることから、行政側だけでなく、市民にとってどのような効果や課題があるかについても、検証していくことが望ましい。また、市民参加条例は自治基本条例と密接に関連するものであることから、札幌市において自治基本条例が施行されて市民にとってメリットや効果が出ているか、ということについても併せて検証することが望ましいと考える。

### ○市民参加条例の制定による、市民にとっての効果や課題

・第3次市民自治推進会議 第8回会議資料（抜粋）

市民参加条例制定による効果と課題						
（平成26年度 政令市・中核市・特例市計102市への文書照会結果より）						
1 市民への効果・課題						
項目	一般型条例 （20市）		個別型条例 （10市）		【参考】基本条例 （31市）	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
○ 市民参加を実感する市民の割合が増えた	2	10%	4	40%	4	13%
○ 参加する市民の数が増えた	3	15%	2	20%	6	19%
○ 参加する市民の層が多様化した	1	5%	4	40%	6	19%
○ 行政の取組に対する市民の理解が深まった	8	40%	5	50%	11	35%
○ 市民活動やコミュニティが活発化した	4	20%	3	30%	15	48%
▲ 市民の意識に大きな変化が見られない	3	15%	5	50%	5	16%

※ 一般型条例：市民参加に特化した条例で、市民参加の理念や方法等について総合的に定めている。

※ 個別型条例：個別の市民参加方法（パブコメ、住民投票等）について定めている。

※ 基本条例：市民参加に特化した条例ではなく、自治基本条例等で市民参加に関する規定を定めている。

### ○札幌市における自治基本条例の制定効果等

(1) 自治基本条例制定（H18年10月）後に実施された主な取組等

- ・市民自治推進本部会議の設置（H18年12月）
- ・市民ワークショップの開催（H20年2月）
- ・「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」作成（H20.12月）
- ・市民参加の実施予定、実施結果の公表（H21年5月）、市民参加通信の発行（H21年7月）
- ・区民協議会の設置（H22年度末で全区に設置完了）
- ・市公式ホームページのリニューアルによる情報提供の充実（H23年3月）

(2) 市民にとってのメリット・効果

- ・自治基本条例の制定を契機として、情報共有・市民参加の仕組みの充実が図られた。
- ・市民ワークショップの開催等により、市政・まちづくりへの市民参加の意識が高まる。
- ・市の取組に対して、市民が意見等を述べる際の根拠となる。

## 視点6：実効性の確保に関する課題

市民参加条例を実効性のあるものにするためには、条例の運用状況をしっかりとチェックする必要がある。札幌市は都市の規模が大きく、事業数等も多いことから、十分なチェック体制を築くためには、大きなコストがかかる可能性があることも踏まえて、どの程度の「規律密度」とするかなどの検討が必要である。

### ○札幌市の事業規模

【令和元年度 行政評価（平成30年度実施事業）】

- ・自己評価による事業評価調書を作成したもの：589事業（法令で市に実施が義務付けられており、市の裁量が及ばない法定経費に関する事業や、市内部の事務的経費等については除かれている。）
- ・上記事業のうち、市民参加を実施したもの：286事業

※市民参加を実施した段階の内訳（1つの事業が複数の段階に該当している場合あり。）

市民参加を実施した段階	実施事業数
①企画立案・計画	107事業
②実施	212事業
③評価・改善	49事業

【令和元年度 市民参加の実施結果】

- ・市民参加機会を設けた、条例や計画等の検討の取組・各種事業等の件数：177件

### ○チェック体制の視点

- ・条例で「義務付け」した取組をチェックするか。「努めるものとする」取組までチェックするか。
- ・外部委員によるチェック体制とするか。市役所内部でチェックする所管課を設けるか。各課の自主点検に委ねるか。

### ○他都市のチェック体制状況

(1) 厚木市

- ・条例等の制定、改正又は廃止、計画の策定、改定又は廃止、その他重要な政策等の策定を行う時は、市民参加の機会を設けることを市民参加条例で義務付けている（市民参加手続としてパブコメの実施が必須であり、さらに加えてその他1つ以上の市民参加手続を義務付けている）。
- ・上記に該当する事業については、「実施予定」と「実施結果」の両方について、自治基本条例推進委員会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）で点検・評価を実施している。

平成30年度対象事業の実施結果点検：10件

令和元年度の実施予定対象事業：対象105件中、27件を実施結果点検の対象とした。

※残り78件は軽微なもの、緊急性のあるもの等の理由で、実施結果点検の対象外とされた。

- ・実施予定の点検は、事業概要等を記載した点検票をもとに同委員会で事業ごとに確認。
- ・実施結果の点検は、実施した市民参加の取組に係る実績資料も添付した上で、同委員会で確認。このため、実施予定の点検に比べると、実施結果の点検資料は分量が大きくなっている。

## (2) 静岡市

- ・市民に義務を課す条例、市政の基本的な事項を定める条例・規則の制定改廃、大規模な公の施設設置の計画策定・変更等の際はパブリックコメント等の市民参画手続を義務付けている。
- ・毎年度、市民参画手続の実施予定と前年度の実施状況を一覧表にまとめ公表している。  
市民参画手続の実施件数：80件（平成30年度）
- ・市民参画手続の実施予定・前年度実施状況については、市民自治推進審議会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

## (3) 京都市

- ・市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃等について、パブリックコメント手続を義務付けている。
- ・市民参加の取組を、総合的・計画的に推進するための「市民参加推進計画」を策定している。（10年ごとに策定、5年経過時に中間見直しを実施）
- ・同計画の中で、計画年度中に取り組む市民参加の事業を一覧表で明記。同計画の進捗状況について毎年度、報告書を作成して公表。
- ・市民参加推進フォーラム（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）においても、同計画の進捗状況の分析等を行っている。

## (4) 熊本市

- ・市の総合計画や基本的な施策方針等の策定・変更、市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす条例、規則等の制定改廃等について、市民参画の機会設置を義務付けている（この内、広く市民から意見等を求める必要がある事項についてはパブリックコメントを義務付け）。
- ・各課に1名、「市民参画・協働推進員」を選任し、毎年、市民参画等に関する研修を実施。各課の事業実施における市民参加の推進に努めている。
- ・市政運営の基本方針、重要施策のような重点的案件については、事前に担当課で「市民参画プロセス設計書」を作成の上、市民参画の所管課に提出させて、実施時期や手法等を確認している。
- ・毎年度、市民参画の取組を実施した事業について一覧表にまとめ公表している。  
市民参画に取り組んだ事業数：502事業（平成30年度）

## (5) 千葉市

- ・以前は市民参加条例（千葉市市民参加及び協働に関する条例）のみであったところ、令和2年4月1日付で当該条例を改正し、自治基本条例の要素を取り入れた（千葉市市民自治によるまちづくり条例）。このため、現在は自治基本条例の形をとりながら、旧条例の頃から定めていた条例施行規則も引き継いでおり、その中で市民参加に関しても詳しく定めている。
- ・市政や各行政分野の基本的な施策等を定める計画や指針の策定・変更、それに係る内容や市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定改廃等について、パブリックコメント手続を義務付け。
- ・毎年度、市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況を一覧表にまとめ公表している。  
市民参加・協働の取組項目件数：370項目（平成30年度）※うち市民参加の取組：87項目
- ・市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況については、市民自治推進会議（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

1 点検結果の報告に当たって

平成24年4月1日、厚木市市民参加条例（以下「条例」という。）は、厚木市自治基本条例第29条の規定に基づき制定されました。

本条例は、市民参加に関する基本的な事項を定め、市民の皆様が市政に参加することができる仕組みを整備し、市民参加によるまちづくりを推進することを目的とするものです。

今回、私たち厚木市自治基本条例推進委員会は、条例第17条に基づき、平成30年度に実施した市民参加手続の点検及び評価並びに令和元年度に実施する市民参加手続の点検を行いました。

点検につきましては、平成30年度に実施済みのもの、令和元年度に実施を予定するもの、いずれも対象行為担当課から提出された市民参加手続点検表を基に審議を行いました。

2 点検結果について

(1) 平成30年度に実施した市民参加手続について（結果の点検）

【参考資料1】

平成30年度にパブリックコメントまでの全ての市民参加手続を終了した10件の対象行為について点検した結果、全て妥当と評価しました。

(2) 令和元年度に実施する市民参加手続について（予定の点検）

【参考資料2～3】

報告のあった105件の市民参加手続の実施の有無及び内容について、全て妥当と判断しました。

なお、妥当と判断した105件のうち、「市民参加手続を省略する対象行為」78件については、実施状況の点検の対象外としました。

3 条例に係る提案

本委員会では、次のとおり市に提案します。

(1) 提案内容

条例改正等の内容が専門的なものや、市民生活への関わりや対象者が限定的なものについては、費用対効果を勘案した上で、市民参加手続の実施の必要性や実施手法を十分に検討していただきたい。

(2) 提案趣旨

平成30年度に実施した市税条例の改正について、市民参加手続の実施状況を点検したところ、条例改正に必要な手続が行われていましたが、意見交換会やパブリックコメントにおいて市民からの意見

が極めて少なく、その理由としては、内容が専門的であるとともに、条例改正により影響を受ける市民が限られていたためではないかと考えられます。

については、条例改正や計画策定等に当たっては、市民の関心や市民生活への影響、事務の効率化などの観点から、市民の意見を聴取する必要性や効果などについて十分に検討した上で、市民参加手続の実施の有無やより効果的な手法を選択すべきであると考えます。

令和2年3月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長	牧瀬	稔
職務代理	北風	純章
委員	阿部	真由美
委員	安藤	通
委員	池上	真理子
委員	清原	悠
委員	越路	健広
委員	高乗	智之
委員	田代	宰
委員	成田	正一
委員	宮田	幸紀

平成30年度市民参加条例対象行為実施結果一覧

参考資料1

No.	対象行為	担当課	審議会		意見交換会		市民会議		ワークショップ		意向調査		パブリックコメント		必要 手続数	分類
			①開催日 ②委員数(公募委員 数)	③委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数							
1	固定資産税のわがまち特例に関する市税条例の一部改正	資産税課	①H30.8.20 ②20人 ③0件										①H30.9.4~10.4 ②1人 ③3件	3	条例	
2	中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置に関する市税条例の一部改正	資産税課	①H30.4.16 ②20人 ③0件										①H30.4.18~5.18 ②20人 ③0件	3	条例	
3	厚木市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定	都市計画課	①H30.9.13 ②8人 ③3件										①H30.11.15~12.17 ②1人 ③4件	3	条例	
4	厚木市都市公園条例の一部改正	公園緑地課	【厚木市緑を豊かにする審議会】 ①H30.7.3 ②11人(3人)										①H30.9.1~10.2 ②1人 ③5件	3	条例	
5	(仮称)厚木市立郷土博物館整備に伴う条例等の制定	文化財保護課	【(仮称)あつぎ郷土資料館検討委員会】 ①H28.4~H31.3 ②10人(2人)										①H30.4.1~5.1 ②2人 ③14件	3	条例	
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準の制定	建築指導課	①H29.12.2 ②2人 ③15件										①H31.1.15~2.15 ②1人 ③6件	1	審査 基準	
7	厚木市新庁舎整備基本構想の策定	市街地整備課	【厚木市庁舎建設等検討委員会】 ①H29.7~H30.5 ②13人(2人)										①H30.6.29~7.31 ②36人・団体 ③98件	3	構想	
8	厚木市ふれあいプラザ再整備計画の策定	環境事業課	【厚木市環境審議会】 ①H30.7.5 ②19人(3人)										①H30.9.1~10.1 ②11人 ③53件	2	計画	
9	厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	【厚木市保健福祉審議会】 ①H30.6.27 ②15人(3人)										①H30.8.1~8.31 ②2人 ③8件	2	計画	
10	厚木市地域防災計画の改定	危機管理課	①H30.8.7 ②16人 ③0件										①H30.12.25~H31.1.25 ②2人 ③7件	3	計画	

## 令和元年度

## 厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続実施予定一覧

No	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向調査	パブリック コメント
1	厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	福祉総務課	H31. 3	H31. 3			H31. 3～4
2	厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正	交通安全課		R1. 6		R1. 6	R1. 9
3	厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正	環境事業課	H31. 2			未定	R1. 9
4	厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び施行規則の改正	下水道総務課	H30. 9～ R1. 5	R1. 5			R1. 7
5	厚木市公共下水道使用料条例及び施行規則の改正	下水道総務課	R1. 5	R1. 5			R1. 7
6	厚木市学校給食費条例の改正	学校給食課	R1. 6	R1. 7			R1. 12
7	第10次厚木市総合計画の策定	企画政策課	H31. 4～ R3. 3	R2. 1	R1. 7～9		R2. 7
8	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	企画政策課	H31. 4～ R2. 3	R1. 11			R2. 1
9	(仮称) 厚木市情報化推進計画(2021～2026)の策定	情報政策課		未定		R1. 7	R2. 7
10	厚木市環境基本計画の改定	環境政策課	R1. 9～ R3. 1	R2. 8		R1. 12	R2. 11
11	災害廃棄物処理計画の改定	環境政策課	R1. 10	R1. 8			R1. 12
12	(仮称) 厚木市総合都市交通マスタープランの策定	都市計画課	H30. 6～ R2. 10	未定			未定
13	第2次厚木市教育振興基本計画の策定	教育総務課	R1. 9～ R2. 3	未定			未定
14	厚木市スポーツ推進計画の策定	スポーツ推進課	R1. 6～ R3. 3			R1. 7	未定

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 スポーツ推進課  
内線番号 2530

24

対象行為の名称	<b>厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部改正</b>		
概要	学校体育館及び屋外運動場の使用申請等について、公共施設予約システムによる運用に移行する予定です。そのため、施設使用に伴う使用申請等の方法を変更する必要があるため、「厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則」の一部を改正するものです。		
市民参加手続の確認 (市民参加条例施行規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定、改正又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)  <input type="checkbox"/> 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画(計画期間が5年を超えるもの)その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)  <input type="checkbox"/> 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画(計画期間が5年以下の基本計画を含む。)の策定、改定又は廃止 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)  <input type="checkbox"/> 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)  <input checked="" type="checkbox"/> 行政手続法第2条第8号に規定する命令又は規則、処分基準、行政指導指針の制定、改正又は廃止 (パブリックコメントのみ)  <input type="checkbox"/> 条例に該当しないが、任意で市民参加を実施するもの (任意実施のため、回数、手法について規定なし)		
実施する市民参加手続 (市民参加条例第2条)	<input type="checkbox"/> 審議会等 実施予定時期 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 意見交換会 実施予定時期 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 市民会議 実施予定時期 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> ワークショップ 実施予定時期 令和 年 月頃 <input checked="" type="checkbox"/> 意向調査 厚木市立学校体育施設開放事業に関するアンケート調査 実施予定時期 令和元年10月 対象者 施設利用団体 対象者数 376団体 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント 厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の改正に伴うパブリックコメント 実施予定時期 未定 <input type="checkbox"/> 条例第6条第4項に基づき、パブリックコメント手続に代え、他の参加手法を実施する場合 理由 <input type="checkbox"/> その他の手法 実施予定時期 令和 年 月頃		
市民参加手続を実施しない理由 (市民参加条例第6条第7項)	実施しない場合の理由  <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な事由	

令和元年度

厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続予定一覧(市民参加手続きを省略するもの)

No	対象行為	担当課	市民参加手続を実施しない理由		分類
1	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(3) 法令で実施基準を規定	条例等
2	厚木市自転車安全利用促進条例の一部改正	交通安全課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(3) 法令で実施基準を規定	条例等
3	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
4	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
5	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
6	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
7	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
8	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
9	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
10	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
11	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
12	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
13	厚木市職員の分限に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
14	厚木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
15	厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
16	厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
17	厚木市臨時職員の給与に関する条例の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
18	厚木市一般職の非常勤職員の勤務時間、給与、旅費等に関する規則の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	規則
19	(仮称) 厚木市森林環境基金条例の制定	農業政策課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
20	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
21	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
22	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
23	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
24	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等

## I 本市における市民参加の取組状況

### 1 本市における市民参加の推進

本市では全国に先駆けて、市民参加を市政運営の基本原則とし、平成13年に京都市市民参加推進計画を策定し、平成15年に政令指定都市で初めて市民参加推進条例を施行した。これらの条例及び計画の下、全ての市民がその力を存分に発揮し、地域社会の一員として、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることができるよう、本市において様々な取組を進めている。

平成13年12月	第1期京都市市民参加推進計画を策定
平成15年8月	京都市市民参加推進条例を施行
平成18年12月	第1期京都市市民参加推進計画改訂版を策定
平成23年3月	第2期京都市市民参加推進計画を策定
平成28年3月	第2期京都市市民参加推進計画改定版を策定

### 2 第1期京都市市民参加推進計画の取組と成果

本市の市民参加推進の取組は、平成13年12月に策定した第1期京都市市民参加推進計画に基づき、市政運営の各過程への市民参加を促進するとともに、市民の地域におけるまちづくり活動を支援するための制度や仕組みの整備から着手した。

平成15年6月には、公益的な市民活動を総合的にサポートする「市民活動総合センター」を開設し、同年8月には、政令指定都市で初となる市民参加推進条例を施行し、本市附属機関等の会議の原則公開や委員の市民公募の推進、パブリック・コメントの制度化など、主に市政への市民参加を進めるための基盤づくりを行ってきた。

平成18年度には計画の改訂を行い、市民参加の制度や仕組みの着実な運用に加え、市民と行政の協働によるまちづくりを一層推進することとし、市民や職員向けの啓発冊子の発行や「京都市未来まちづくり100人委員会」など、市民と行政の新たな協働の取組を推進してきた。

こうした取組の結果、平成15年度には67人であった附属機関等の市民公募委員の数は、計画最終年度の平成22年度には259人となり、パブリック・コメントの平均意見数も67件から282件と大幅に増加した。また、市内のNPO法人認証数も303法人から741法人となり、市民活動総合センターの利用者も年々増加するなど、市民参加の制度や仕組みは着実に浸透し、本市の市民参加はますます活性化する状況となった。

### 3 第2期京都市市民参加推進計画の取組と成果

平成23年3月に策定した第2期京都市市民参加推進計画に基づき、パブリック・コメントや附属機関等の委員の市民公募などの制度の着実な運用や、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、メールマガジン、スマートフォンアプリなどのインターネット等を活用した市政情報の発信等に積極的に取り組むとともに、附属機関等の会議の動画配信を開始するなど、市政への参加を推進する仕組みを充実させてきた。

また、京都市地域コミュニティ活性化推進条例の施行（平成24年4月）や、まちづくり活動の拠点である「いきいき市民活動センター」の13箇所（平成23年4月）での開設、まちづくりアドバイザーの全区役所・支所への配置、区民提案・共

汗型まちづくり支援事業の充実，区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」の開始など，多様な主体が連携してまちづくり活動を行える仕組みを充実させてきた。

こうした取組の結果，本市所管のフェイスブック及びツイッターの数が平成 27 年度で 77 件となるなど，的確かつ迅速な情報提供が進んだ。また京都市所管の NPO 法人認証数が 830 件に増加するとともに，区民提案型支援事業の提案件数が平成 24 年度の 275 件から，平成 27 年度は 378 件と年々増加するなど，市政への参加やまちづくり活動を行う市民は着実に増え，市民主体のまちづくりが一層進む状況となった。

#### 4 第 2 期京都市市民参加推進計画改定版の概要

第 2 期京都市市民参加推進計画の成果や課題などを踏まえ，多様な主体がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに，これまでの役割の範囲を越えて協働することで，協働型社会への更なるシフトを進めるため，同計画を全面的に見直し，第 2 期京都市市民参加推進計画改定版を平成 28 年 3 月に策定した（計画期間：平成 28 年度～32 年度（令和 2 年度））。

##### (1) 目指す未来像

「参加と協働により，豊かで活力のある地域社会の実現」

##### (2) 5 年後に実現を目指す地域社会の姿

「市民，地域の住民組織，NPO，企業・事業者，大学，寺社，行政等のあらゆる主体が，まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに，これまでの役割の範囲を越えて連携し，対等の立場で知恵と力を出し合う協働のまちづくりや，地域コミュニティの活性化が進み，その成果を市民が実感している。」

##### (3) 施策及び推進体制

###### ア 施策

3 つの基本方針の下，19 施策を掲げている。

基本方針 1 市民との未来像・課題の共有（3 施策）
----------------------------

基本方針 2 市民の市政への参加の推進（7 施策）
---------------------------

基本方針 3 市民のまちづくり活動の活性化（9 施策）
-----------------------------

###### イ 推進体制

計画を着実に進めるための推進体制として，4 つの取組を掲げている。

取組 1 各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化
------------------------------------

取組 2 職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施
-------------------------------------

取組 3 区役所・支所の総合調整機能の強化
-----------------------

取組 4 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表
--------------------------

##### (4) 施策・取組を推進するうえで重視する視点

- ① 協働を推進するための対話の機会の充実，情報の共有
- ② 社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり
- ③ 市民参加推進のマネジメント体制の強化

## 2 基本方針2 市民の市政への参加の推進

### 施策4 市政やまちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫

政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市政情報や市政への参加に関する情報の伝え方について、更なる工夫を行う。

(施策の推進例)

- 附属機関等の非公開の会議など、内容を公開できない会議についても、可能な限り議論の要旨を公開
- 政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度等を活用し、政策や事業の評価結果を分かりやすく公表
- 予算編成過程の積極的な公開や、施設における運営コストと使用料・税などの負担割合の掲出など、京都市の財政に関する情報について、透明化を図るとともに、分かりやすい方法で公表  
など

#### 【平成30年度実施状況】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう努めた。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表した。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示するなど、市政情報の透明化に取り組んだ。
- ・市民が「京都市はぐくみ憲章」の理念をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践できるように、「京都市はぐくみ憲章」フェイスブック及びホームページ、「京都市はぐくみアプリ」を活用し、分かりやすく、親しみやすい情報を発信した。

など

#### 【令和元年度実施計画】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう取り組む。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表する。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示する。
- ・右京区では、まちづくり活動の参加意識の高揚や活動の拡大につなげることを目的として、まちの魅力を高める貴重な資源である人、学区、地域団体、イベント等の多彩なまちづくり情報を一元的に集約し、発信するポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を運営する。

など

## 施策5 市政への参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進

市政に参加する機会を設ける際には、心身の状況、言語、家事、子育て、介護、仕事や学業など、市民一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすいものとなる工夫を更に推進する。

また、市政への関心はあっても参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりも推進する。

### (施策の推進例)

- 傍聴可能な会議や説明会、ワークショップ等において、子どもも一緒に参加できる工夫、休日など参加しやすい時間帯での開催、参加しやすい場所の工夫、通訳や要約筆記の整備、磁気ループの使用等を推進
- 無作為抽出の手法を活用したアンケート・意見交換会の実施や、インターネットを活用したアンケート・意見交換会の充実など、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりを推進

### 【平成30年度実施状況】

- ・附属機関「市民参加推進フォーラム」などの附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスを用意した。
- ・市民からの取組提案に対して提案の実現に向けた様々なコーディネートを行う「“みんなごと”のまちづくり推進事業」における交流会や、「ユニバーサルデザイン京都フォーラム」、「京都市はぐくみ推進審議会」、「北区人権のつどい」、「福祉のまち醍醐・交流大会」などの様々な事業において、必要に応じて、要約筆記、手話通訳及び託児サービス並びに車いす通路及び観覧席等を用意するなど、誰もが参加しやすい環境の整備に取り組んだ。
- ・左京区のまちづくりを進めるうえでの参考とするため、広く一般市民の方に対し、様々な会議の場やイベント会場等において「左京区の魅力」に関するアンケートを実施した。
- ・まちづくりについて、誰もが自由に参加して、意見交換をできる場として、「まちづくりキャンパス@右京」を概ね毎月第3水曜日夜に10回開催した。

など

### 【令和元年度実施計画】

- ・引き続き、附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスの用意に努める。
- ・引き続き、様々な事業において誰もが参加しやすい環境の整備に取り組む。
- ・京都市政出前トークのテーマ集などにおいて、点字版を作成する。
- ・無作為抽出の手法を活用したアンケートや市民生活実感調査等により、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりに取り組む。

など

## 施策6 子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

多様な主体と連携し、学び・育みの機会の充実に取り組むとともに、子どもも含めた若い世代がより市政に参加しやすくなる工夫を行う。

また、「大学のまち京都・学生のまち京都」の特性をいかすため、大学と連携し大学生の市政への参加を一層促進する。

(施策の推進例)

- 若い世代のころから民主主義の担い手としての資質・能力を育むための教育（シティズンシップ教育）や啓発等を様々な機関等において実施
- 附属機関等の会議やワークショップ等における若者の参加促進や、京都市主催・共催事業における学生ボランティアの参加促進など、若い世代の市政参加を促進する仕組みを推進  
など

### 【平成 30 年度実施状況】

・小・中学校，高等学校において，選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施した（小学校：7校 393人，中学校：12校 1,784人，高校：8校 1,695人）。また，高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど，選挙への関心を高める取組を行った。

・小・中学校，高等学校において，選挙管理委員会事務局，市会事務局等の外部機関との連携による取組を進めるとともに，社会科だけでなく総合的な学習の時間や特別活動等においても年間計画を立て，政治的教養を育む教育に取り組んだ。

・子ども若者はぐくみ局の附属機関等の委員への積極的な青少年の登用の取組促進や，「京都市空き家等対策協議会」，「東山の未来区民会議」，「山科区民まちづくり会議」，「下京区民が主役のまちづくりサポート事業審査会」に学生枠を設けるなど，附属機関等への若い世代の登用促進に取り組んだ。

・「左京×学生 縁ねっと」では，大学生に向けた，SNS，区ホームページ，パンフレットを活用したボランティア情報等の発信や，大学の新入生歓迎会等での本事業内容の説明などの取組を行った。

など

### 【令和元年度実施計画】

・引き続き，小・中学校，高等学校，大学等において，選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施するとともに，高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど，選挙への関心を高める取組を実施する。また，小・中学校，高等学校において，政治的教養を育む教育に取り組むとともに，高等学校において，地域の方等と連携し地域課題の解決策を考える取組や課題解決型学習を実施する。

・附属機関等の委員に学生枠を設けるなど，附属機関等への若い世代の登用促進に取り組む。

など

## 施策7 市政運営のあらゆる過程における参加の機会の提供

個々の施策や事業などにおいて、多様な手法で、また、市民の意見を十分反映できる適切なタイミングで、市民の参加の機会を設ける。

(施策の推進例)

- 附属機関等の委員の市民公募，アンケート，パブリック・コメント，対話による意見聴取などの手法で，市政運営のあらゆる過程において，施策の対象となる当事者はもとより，広く市民の意見が市政に反映される機会を提供
- 政策の形成や事業の企画段階において，市民の問題意識やアイデアなどを取り入れるため，ワークショップなど対話の手法を積極的に活用

### 【平成 30 年度実施状況】

- ・パブリックコメント普及協会と「パブリックコメントの普及に関する協定書」を締結し，イベント等に出向いてその場で意見を集める「対話型パブリックコメント」を協働で行うなど，より幅広い市民の意見を聴取する取組を推進した。
- ・青少年モニター制度を活用し，アンケート（3回），ワークショップ（2回）等の取組を実施した。
- ・洛西担当区長懇談会において，区民要望への回答に加え，研修会を開催し，区民の意見を幅広く聴取した。
- ・附属機関等の市民公募委員が，会議において積極的に発言できるよう，公募委員の役割や意義を学びながら交流を深める「市民公募委員サロン」を開催した。
- ・人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするために，「人権に関する市民意識調査」を実施した。

など

### 【令和元年度実施計画】

- ・市政の重要課題に関するアンケート「市政総合アンケート」など，市民意見を聞くアンケートを実施する。
- ・青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし，市政においても，青少年の視点と意見を反映させ施策をより充実したものとするため，「青少年モニター」を募集し，意見募集と有志による市への提言・提案を行う。
- ・有識者や市民公募委員等が参画する京都市基本計画審議会を設置し，次期京都市基本計画策定に向けた取組を進める。
- ・北区では，鷹峯学区，金閣学区の2学区において幅広い地域住民の参画の下ワークショップ等を実施し，学区まちづくりビジョンの策定を進める。
- ・上京区，下京区区長懇談会，中京区基本計画推進会議，山科区民まちづくり会議，西京区総合庁舎整備に係る意見聴取等をワークショップ形式で行うなど，多様な手法で市民意見を聞く機会を設ける。
- ・附属機関等の市民公募委員が，会議において積極的に発言できるよう，引き続き「市民公募委員サロン」を開催する。

など

## 施策8 市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表

附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市民が市政に参加したことや、そこで出された意見がどのように政策形成や施策の推進、事業の実施にいかされたかなど、効果も含めて結果を分かりやすく伝える。

(施策の推進例)

- パブリック・コメントやアンケート、ワークショップなど、市民意見を募集・聴取した際には、その反映状況等をホームページや広報物等を活用し公表

### 【平成30年度実施状況】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表した。
- ・20歳以上の市民3,000人を対象に政策及び施策に関する市民の意識を調査する「市民生活実感調査」や、市民の意見を市政に反映させることを目的に実施した「市政総合アンケート」等の結果について、京都市情報館等で公表した。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施した4つのワークショップ（レジリエンス、京都の生物多様性、理想の働き方・職場、市民公募委員の魅力）について、話し合われた結果を「みんなで作る京都」ホームページで公表した。
- ・18歳以上の市民3,000人を対象に、人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするため「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果の公表に取り組んだ。

など

### 【令和元年度実施計画】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表する。
- ・青少年にワークショップで市政への意見を聞く「青少年モニター制度」などにおいて、その結果の公表に取り組む。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施するワークショップについて、話し合われた結果を「みんなで作る京都」ホームページで公表する。

など

## 施策9 あらゆる市政分野での市民と京都市の知恵と力を最大限いかす協働の推進

先駆的な市民の活動と連携して新たな政策課題に取り組むことや、施策・事業がより効果的なものとなるよう、市民との協働で実施する方法に見直すなど、協働で取り組む施策・事業の一層の拡充に取り組む。

(施策の推進例)

- これまで行政が中心に行ってきた分野についても市民の知恵と力をいかす取組を推進
- 特定のエリアの活性化や、多様な主体の知恵と力をいかした柔軟な事業運営が求められる場合などについて、市民、企業等の多様な主体と協議会や実行委員会等を設置し、協働した取組を推進 など

### 【平成 30 年度実施状況】

- ・市民の中から選任したモニターが店舗等を訪問し、事業者へのヒアリング等を通じて把握した内容を本市に報告する市民モニター制度の運用により、市民、事業者及び本市の協働による廃棄物の発生抑制に努めた。
- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、知識や経験のある市民の方々を「市民サポーター」として登録し、派遣依頼のあった取組依頼者とマッチングを行い、取組の実現に向けた支援を行った（市民サポーター登録者数：77人、派遣実績：13団体）。
- ・「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定にあたり、学識経験者や地元代表者等で構成する「山科の未来を語る懇談会」や、山科区内の全13学区の自治連合会会長から意見を聞くとともに、広く市民意見の募集をした。
- ・京都市への移住促進を目的とした京都市移住サポートセンター「住むなら京都」の運営について、京都移住計画等の移住応援に取り組む市民グループ等と連携し、移住イベントを市内や東京で実施した。

など

### 【令和元年度実施計画】

- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、引き続き、知識や経験のある「市民サポーター」の力を活用しながら、派遣依頼者の取組の実現を支援する。
- ・京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進として、森づくりアドバイザー制度を活用した市民主体による森づくり活動を推進する。市民との協働による森林整備を実施する（小倉山、上賀茂、金閣寺地区等）。
- ・右京区地域健康づくりグループ育成事業として、健康増進事業の参加者等の自主グループ化を図り、活動を支援するとともに、市民相互で支え合って健康づくりに取り組む環境づくりを目的に、地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践するボランティアを養成する。
- ・だいき文化活動応援隊として、茶道体験や歴史勉強会等の文化プログラムのノウハウやスキルを持つ地域の人材を発掘し、地域のまちづくり活動の場につながる仕組みを構築することで、文化を基軸にまちづくり活動の更なる活性化を図る。

など

## 施策10 市民とともに政策課題に取り組む協働型事業の充実

市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして共に考え、共に取り組む事業の充実に取り組む。

(施策の推進例)

- 市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして協働して行う事業を、地域に身近な区役所・支所での事業はもとより、様々な市政分野において実施

### 【平成30年度実施状況】

- ・大規模災害時に、地域における生活や情報の拠点となる避難所について、地域が主体となり、住民自治による開設・運営ができるよう、避難所ごとに運営マニュアルの策定を進め、平成30年度までに、全424箇所中417箇所の避難所運営マニュアルを策定した。また、実動訓練のみならず、「HUG（避難所運営ゲーム）」等を活用した図上訓練も実施することにより、各学区内2箇所目以降の避難所における訓練の実施に積極的に取り組んだ。
- ・京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会等での議論、検討を進めるとともに、パブリック・コメントをはじめ様々な場面で地域の皆様等の御意見を幅広くお聞きしながら、平成31年1月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を策定した。
- ・児童館における学習支援事業のモデル事業実施に引き続き、平成30年度から、学習支援事業を児童館において推進するべき正式な活動に位置付け、大学生ボランティアの更なる確保や実施経費の支援等により、対象となる児童館を拡大し、52児童館において学習支援事業を実施した。

など

### 【令和元年度実施計画】

- ・世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされている、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市（＝レジリエント・シティ）の実現に向けた取組について、市民と課題や目標を共有し、取組を推進する。
- ・地域の団体や支援機関、企業を参画機関とした「下京みらい数珠つなぎプロジェクト」を創設し、子どもの健全育成に関する情報や課題の共有を図り地域全体で子どもをはぐくむ機運を醸成する。
- ・チーム「電車・バスに乗るっ」の活動を推進し、民間と行政の共汗（協働）で地下鉄・市バスを含む公共交通を活用した取組を企画・立案し、実践する。

など

(3) 市民参画プロセスの設計

市民参画プロセスの設計とは、どのような手法を、どのような時期に、どのような市民を対象に行うのかを事業の段階毎に計画することをいいます。市民参画プロセスの設計に際しては、「市民参画プロセス設計書（様式1）」を作成し、地域政策課との協議が必要です。市民参画プロセスの設計の際は、事業スケジュール作成や予算要求と同時に行うことを心掛けてください。

18

＜市民参画プロセス設計・市民参画協議にあたって＞  
 市民参画協議では以下の観点を協議していきます。市民参画プロセス設計にあたっては、これらの協議観点に注意しながら設計を行いましょう。

それぞれの段階における市民参画実施の目的・内容は明確になっているか。  
 対象者は、市民参画実施の目的・内容に対応しているか。  
 市民参画実施の時期は、事業の進捗に適切に対応しているか。  
 市民参画実施の時期は、関係者の意識しているか。  
 市民参画実施の時期は、関係者のスケジュールを考慮したスケジュールか。

**①まずは、事業がどの段階にあるか確認**

事業の段階	スケジュール（予定）	参画実施の目的及び内容	対象者	市民参画の手法	
				事業説明・情報提供等	討論・意見集約等
構想 どう か 計 画 を 策 定 す る 段 階 か	<b>②事業全体のスケジュールを確認</b>	<b>③市民参画を行う目的を確認</b>  <b>④提示する案や具体的に何を聴くのか等の内容を確認</b>	<b>⑤意見を聴くべき対象者を決定</b>	<b>⑥意見を聴くべきタイミングを決定</b>  <b>⑦目的や対象者、事業段階、スケジュール等に合致した手法を決定</b>	
事業の構想段階					
事業の計画段階					
事業の実施・運用段階					

課長	副課長	主査	担当者	参画協働推進員
----	-----	----	-----	---------

※決裁後の写し及び作成データを地域政策課に提出してください。

## 視点7：その他

一般型、個別型等どのようなタイプの条例とするか、現在の自治基本条例の条項で十分かどうか、自治基本条例第21条に規定されている「市政への市民参加の推進」との整合性などについての検討が必要である。

### ○市民自治を進める市民会議 最終報告書（H17年12月）に記載の「条例に盛り込みたい内容」

#### ・市政への市民参加の推進

##### 【解説等】

市政への市民参加を推進するためには、事案や時期に応じた計画的で効率的な市民参加手法を用いる必要があります。より多くの市民の声が生かされるよう、課題ごとに、関係する市民や影響する地域などを適切に把握し実施するとともに、市民参加手法や運営方法を常に改善する必要があります。

また、単に市民意見を聞く仕組みをつくるだけでなく、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮するとともに、参加しやすい日時や会場の設定、情報提供方法などを工夫する必要があります。特に手話通訳や託児の準備、会場のバリアフリー状況など、市民の参加意欲に影響を与える事柄は、事前に周知することが重要です。

障がい者施策や子どもに関することなど、取り扱うテーマごとに、大きく影響を受ける当事者の参加に配慮することも必要です。最近では、児童会館建設に際して子どもの意見を聞く場を設けたり、障がいのある人が当事者の意見を聞いて政策を提言するサポーター制度などが行われており、こうした取り組みをいっそう進めてほしいと思います。

このほか、すでに行われている市民参加の仕組みとして、市民会議、審議会などと言われる附属機関があります。「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、委員公募の拡大や同一人の重複選任制限、女性委員の積極的登用といった原則で運用がされていますが、幅広い市民が委員として参加できるよう、よりいっそう、女性や当事者の参加を推進するとともに、委員登用の仕組みなども検討していく必要があるのではないかと考えます。

政策案を公表して市民意見を募集するパブリックコメント制度については、札幌市では平成16年度（2004年度）から実施されていますが、たくさんの市民意見が出されているとはいえない状況もあり、情報提供の工夫など、いっそうの改善が求められます。

市政に対する市民意見は、問い合わせを除き年間約13,000件（平成16年度〔2004年度〕）で、そのうち意見やアイデアなどの提言は600件近くにもなります。

これらの市民意見を市政に生かすため、主な意見の検討結果についてホームページなどで広く公表する取り組みも始めており、また、市民団体などから事業企画の募集も進められています。

こうした市民の創意工夫を生かす仕組みの整備を進め、それを運用しながら改善を重ね、市民参加機会を設けるべき事案や手続きなど重要な事項は条例化していくことが必要です。また、この自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます。



## 令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
	HPアドレス				
令和元年度土砂災害・ 全国統一防災訓練	土砂災害警戒区域等に居住する住民一人ひとりが、日ごろから土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害が発生する危険性を認識し、防災意識の向上や土砂災害の防止及びその被害の軽減等を目的に実施	訓練への参加及び見学	R1年6月22日	悪天候により中止	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 011-211-3062
令和元年度避難場所運 営研修	指定避難所である市立小中学校を会場に、施設確認や避難所運営ゲーム(HUG)等を通じて、避難場所開設の的確な初動対応と基本的行動の確認等を行い、受講者(区職員、学校職員及び地域住民)の防災意識と災害対応能力向上を図るために実施(年間30回:各区3回)	訓練への参加及び見学	R1年7月～8月	各区小学校2校、中学校1校の計3校づつ実施し、住民282名が参加した。	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 011-211-3062
地区防災計画モデル事 業	地区防災計画を作成することによる地域防災力の向上を目指し、モデル地区事業として、連合町内会もしくは単位町内会の中から3地区程度を選定し、数回の勉強会やワークショップ等を通じて、地域の防災意識の醸成を図りながら、段階的な地区防災計画案の作成支援に取り組む。 また、平成29年度及び30年度モデル地区における具体的な取組の実施についても、フォローアップを実施する。	勉強会・ワークショップ 等への参加	R1年5月～R2年2月	東区、厚別区、南区、からそれぞれ1地区を新たにモデル地区として選定し、有識者の派遣や講演会及びワークショップを2～5回程度実施し、地域の防災意識の向上と地区防災計画の作成に取り組んだ。 また、平成29、30年度に選定したモデル地区においても有識者の派遣やワークショップ等を1～3回程度実施し、地区防災計画作成支援をした。	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 011-211-3062
令和元年度地区防災計 画セミナー(札幌市防災 リーダー研修会)	地区防災計画モデル地区事業と並行して、全市展開を見据え、その他の地区に対する地区防災計画に係る取組への理解促進、普及啓発を効果的に展開していくことを目的としたセミナーを開催する。 また、今回は防災リーダー研修会としても位置づけて実施し、地区防災計画の周知に努める。	セミナーへの出席	R1年6月28日	地区防災計画の普及啓発・理解促進と防災意識の向上を目的に、各区市民部、単位町内会役員及び市民防災団体連合会を対象に2名の有識者による講演会を実施した(出席者360名)。	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 011-211-3062
行政評価制度	全ての予算小事業とその施策を対象として、施策や事業の有効性や、事業の必要性、効率性などの評価を実施する。	行政評価委員会	R1年5月～12月頃	行政評価委員会を5回実施。	総務局 行政部 改革推進室 推進課 011-211-2061
		市民ワークショップ	R1年8月～9月	市民WS:無作為抽出により案内を送付し、31名が参加。	
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/somu/hvoka/index.html">http://www.city.sapporo.jp/somu/hvoka/index.html</a>	指標達成度調査	R2年2月頃	指標達成度調査:無作為抽出により4,000名にアンケートを送付し、1,409名から回答があった。	
広報モニター、 子ども広報モニター調査	広報さっぽろ、札幌市のお知らせ情報を配信している地デジ・アプリ、広報番組、ホームページに対する意見を定期的に送付してもらい、誌面の編集や番組作成等の参考にするための調査。	アンケート	R1年4月～R2年3月	大人51人、子ども7人	総務局 広報部 広報課 011-211-2036
		会議	R1年8月30日、31日	2日間で大人23人、子ども7人参加	
公式ホームページ 利用者アンケート	市公式ホームページについての評価や問題点、改善すべき点、利用者行動等について調査し、今後のホームページの改善・品質向上に向けた材料とする。	アンケート	R2年2月～3月	大人83人	総務局 広報部 広報課 011-211-2036
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/koho/hp/eng/index.html">http://www.city.sapporo.jp/koho/hp/eng/index.html</a>				
市民意識調査	施策・事業について、市民意識をきめ細かく把握したり幅広く把握したりすることで、問題の所在や将来展望についての分析を行い、施策・事業の企画・立案の基礎データとする。	アンケート	R1年7月、8月、 10月、12月	1回あたり5000人の市民(18歳以上)を対象として年度4回郵送による調査を実施。	総務局 広報部 市民の声を聞く課 011-211-2045
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/citi_eng/index.html">http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/citi_eng/index.html</a>				

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
インターネットアンケート調査	市政に関する様々なテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、市民等の意識をスピーディーに把握し、迅速・的確な意思決定や政策反映に資する。	アンケート	R1年7月～R2年3月	1回あたり480人の市民等を対象として計10回アンケートを実施。	総務局 広報部 市民の声を聞く課 011-211-2045
<a href="http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/net_question/index.html">http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/net_question/index.html</a>					
サッポロスマイルトーク	大勢の見学者が見込まれる開放された場所で、市民と市長が市政に関するテーマについて意見交換を行い、市政の参考とする。	意見交換会	R1年7月27日	チカホにて実施(傍聴者数約750人)	総務局 広報部 市民の声を聞く課 011-211-2045
		意見交換会	R1年10月14日	サッポロファクトリーにて実施(傍聴者数約1,200人)	
		意見交換会	R1年12月7日	チカホにて実施(傍聴者数約1,200人)	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/h26sapporosmiletalk_top.html">http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/h26sapporosmiletalk_top.html</a>					
市長とじっくりトーク	市民ニーズの的確な把握と、市長の考えを直接伝えるため、市長と市民がじっくりと率直な意見交換をし、多様な意見を今後の市政運営の参考とすることを目的とする。	意見交換会	R1年8月23日	市内の認可保育所で働く保育士9名と対話を実施	総務局 広報部 市民の声を聞く課 011-211-2045
		意見交換会	R1年11月11日	札幌圏の大学で学生の就職を支援する職員8名と対話を実施	
		意見交換会	R2年2月13日	動物ボランティア、札幌市動物愛護推進員7名と対話を実施	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/jikkuritalk.html">http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/jikkuritalk.html</a>					
札幌市強靱化計画改定	計画期間5ヶ年の最終年を迎える「札幌市強靱化計画」について、「平成30年北海道胆振東部地震」の経験などを踏まえ、真に「災害に強いまちづくり」を目的とした改定を行う。これに伴う、パブリックコメントを実施。	パブリックコメント	11月～12月頃	6名から36件の意見があった	まちづくり政策局 政策企画部 政策推進課 011-211-2139
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/kyoujinka/kyoujinka.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/kyoujinka/kyoujinka.html</a>					
第2期さっぽろ未来創生プランの策定	札幌市の人口減少緩和のため全的に取り組む施策をとりまとめた「さっぽろ未来創生プラン」(地方版人口ビジョン・総合戦略)の計画最終年にあたることから、次期計画を策定する。	シンポジウム	R1年9月16日	市民75名が参加	まちづくり政策局 政策企画部 企画課 011-211-2192
		ワークショップ	R1年9月7日	高校生～若手社会人の51名が参加	
		パブリックコメント	R1年12月24日～R2年1月27日	137名から193件の意見があった	
市内小学生による道内オンリーワン企業見学	道内市町村と連携し、北海道全体の活性化に向けた取組を推進する「道内連携」の一環として、市内小学生が道内でオンリーワンの事業を展開する企業を訪問するバスツアーを実施した。	企業見学参加	R1年8月6日	市民37名が参加	まちづくり政策局 政策企画部 企画課 011-211-2192
札幌市ふるさと応援隊	道内市町村と連携し、北海道全体の活性化に向けた取組を推進する「道内連携」の一環として、市町村のニーズに応じて札幌市民が現地での応援活動を行う。	応援活動参加	R1年10月～R2年2月	2市町村で合計5回実施 市民42名が参加(5回累計)	まちづくり政策局 政策企画部 企画課 011-211-2192
札幌市ICT活用戦略改定	平成29年3月に策定した「札幌市ICT活用戦略」について、「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」やICTを取り巻く技術動向などを踏まえ、令和2年3月に「札幌市ICT活用戦略2020」として改定。	札幌市ICT活用戦略検討有識者会議	R1年9月(1回)・10月(2回)	計3回実施。	まちづくり政策局 政策企画部 企画課 ICT戦略推進担当 011-211-2136
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/ictplan/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/ictplan/index.html</a>					
札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019	「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための「中期実施計画」を策定。	シンポジウム	R1年9月16日	市民75名が参加	まちづくり政策局 政策企画部 政策調整課 011-211-2206
		ワークショップ	R1年9月7日	高校生～若手社会人の51名が参加	
		パブリックコメント	R1年10月28日～11月26日	134名から255件の意見があった	
		キッズコメント	R1年10月28日～11月26日	738名から1,348件の意見があった	
創成東地区まちづくり事業	創成東地区のまちづくりにおける検討や地区内での取組についての情報共有等を行い、当該地区のエリアマネジメントを推進する。	フォーラム	R1年11月1日	参加人数54名	まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 011-211-2692
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/areamanagement/soseieast.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/areamanagement/soseieast.html</a>					
		ワークショップ	R2年1月25日、R2年2月15日	第1回参加人数15名、第2回参加人数14名	

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
都心エネルギーアクションプラン策定	2018年3月に策定した「都心エネルギーマスタープラン」に続き、マスタープランの実現に向けた10年程度の中期的な実施計画となる「都心エネルギーアクションプラン」を2019年12月に策定。	パブリックコメント	R1年10月21日～11月29日	プラン案に対し9名から計20件の市民意見があった。	まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課 011-211-2692
		フォーラム	R2年2月12日	1回の開催で369名の市民参加があった。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html</a>					
(仮称)北5西1・西2地区基本構想の策定	北5西1・西2地区の整備方針を示す「(仮称)北5西1・西2地区基本構想」を策定する。	パブリックコメント	R1年9月～10月	67件の意見提出があった。	まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課 011-211-2692
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html</a>					
区域マス・区域区分の見直し	北海道が行う都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」)見直しのスケジュールにあわせて、区域マスの札幌市に係る部分の検討・作成を行う。また、本市が行う区域区分見直しについても検討を行う。	パブリックコメント	R2年2月中旬頃	R2.3～R2.4のスケジュールで実施中	まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課 011-211-2506
まちの価値を高めるルールづくり推進事業	宮の沢中央町内会区域を対象に、地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行政と地域が一体となって進めるため、地区計画の検討を行う。	地域説明会の開催	R1年9月	参加人数:37名	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 011-211-2545
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/mivanosawachuo.html">http://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/mivanosawachuo.html</a>					
地域街並みづくり推進事業	地域特性に応じた魅力的な景観づくりを推進するため、地域と協力しながら景観まちづくり指針の作成に向けた取組等を行う。	まち歩き	R1年8月3日(土)	新さっぽろ駅周辺地区 参加人数:26名	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 011-211-2545
		まち歩き	R1年8月24日(土)	苗穂地区 参加人数:29名	
		ワークショップ	R1年9月18日(水)	新さっぽろ駅周辺地区(第4回) 参加人数:16名	
		ワークショップ	R1年11月16日(土)	参加人数:23名	
		ワークショップ	R1年12月1日(日)	ロープウェイ入口電停周辺地区 参加人数:29名	
		ワークショップ	R1年12月18日(水)	新さっぽろ駅周辺地区(第5回) 参加人数:11名	
		意見募集(アンケート)	R2年2月3日(月)～2月17日(月)	新さっぽろ駅周辺地区 回収数:54名	
		景観資源募集イベント	R2年2月3日(月)～2月28日(金)	西15丁目電停周辺地区 応募数:4件	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/index.html">http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/index.html</a>					
真駒内駅前地区まちづくり推進事業	真駒内駅前地区を真駒内地域はもとより南区全体の拠点と捉え、地域課題への対応や土地利用再編の方向性について、「(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画」を策定すべく、地域と協議しながら検討を進める。	検討委員会	R1年7月、R2年3月	平成30年度に引き続き、検討委員会を2回(第2回は参加委員11名、第3回は書面会議とし参加委員12名)、地域協議会を1回(参加者14名)開催し、真駒内駅前地区に導入する機能の方向性等について意見交換。	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 調整担当 011-211-2545
		地域協議会	R1年8月		
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/sonota/kaminoppo-proposal.html">http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/sonota/kaminoppo-proposal.html</a>					
旧上野幌西小学校・旧上野幌児童会館 公募提案型売却	旧上野幌西小学校・旧上野幌児童会館について、外部委員や本市職員で構成される審査委員会で提案内容を審査の上、所定の地域貢献活動を条件に売却を行う。	審査委員会	R1年6月～9月	審査委員会を3回開催し、最優秀提案者を選定。	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 調整担当 011-211-2545
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/sonota/ishiyama-proposal.html">http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/sonota/ishiyama-proposal.html</a>					
旧石山南小学校 公募提案型売却	旧石山南小学校について、所定の地域貢献活動を条件に売却するため、外部委員や本市職員から構成される審査委員会を立ち上げる。	審査委員会	R2年2月	審査委員会を1回開催し、募集要項を審議・決定。	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 調整担当 011-211-2545

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
篠路駅周辺地区まちづくり推進事業	篠路駅前の在り方について、地域の方と学識経験者を交えながら意見交換を行う。	意見交換会	R1年5月頃	地域住民11名、有識者3名が委員として参加	まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課 011-211-2706
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shinoro/shinoro.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shinoro/shinoro.html</a>					
篠路駅周辺地区まちづくり推進事業	「(仮称)篠路駅周辺地区まちづくり計画」の策定に向けた準備として、篠路駅周辺地区のまちづくりの方向性について、地域と協議していく。	協議会	R1年8月～R2年3月頃	業務の進捗状況等を踏まえ、未実施(R2年度実施予定)	まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課 011-211-2706
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shinoro/shinoro.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shinoro/shinoro.html</a>					
「札幌市総合交通計画改定版」の策定	札幌市を取り巻く社会経済情勢の変化や上位計画等で掲げるまちづくりの方向性を踏まえ、計画の改定を行う。	委員会	R1年6月～R2年2月	第4回～第7回委員会まで計4回開催	まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課 011-211-2275
		ワークショップ	R1年9月14日	無作為抽出により案内を送付し、32名の参加者が参加	
		パブリックコメント	R1年12月25日～R2年1月31日	意見提出者数:38人、意見数:226件	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/index.html">http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/index.html</a>					
国道5号「創成川通」の機能強化(都心アクセス道路)	国等の関係機関と連携し、都心と高速道路を結ぶ国道5号「創成川通」の機能強化について検討を行っている。検討状況について市民との情報共有を図るため、国との共同により、オープンハウス(職員常駐型のパネル展)を実施。	オープンハウス	R1年12月6日～R2年12月14日	4会場、延べ11日間開催。来場者約1,670名	まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課 011-211-2275
<a href="http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/kaitei/index.html">http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/kaitei/index.html</a>					
北海道新幹線推進事業	北海道新幹線推進事業では、業務委託等を活用し、札幌早期開業への機運醸成や北海道新幹線の効果・利便性などの情報発信を目的とする啓発・PR、新函館北斗開業の効果拡大に向けた啓発・PRを行っている。 この中で、札幌延伸の認知度の確認や期待度の向上を目指し、市民等を対象としたアンケート調査を実施。	アンケート	R1年7月、9月、11月	「まなぶんサマースクール(子ども向けも含む)」、「さっぽろオータムフェスト」、「JR札幌駅西コンコース啓発」において、合計650件のアンケートを回収した。	まちづくり政策局 新幹線推進室 011-211-2378
北海道新幹線推進事業	北海道新幹線推進事業では、業務委託等を活用し、札幌早期開業への機運醸成や北海道新幹線の効果・利便性などの情報発信を目的とする啓発・PR、新函館北斗開業の効果拡大に向けた啓発・PRを行っている。 この中で、小学生を対象に、『絵画コンクール「新幹線を描いてみよう」～札幌に新幹線が来るよ！みんなでワクワクを考えよう！～』を実施。	絵画募集	【募集】R1年7月～9月 【展示会】R1年11月	51名52作品の応募	まちづくり政策局 新幹線推進室 011-211-2378
さっぽろ自転車押し歩きキャンペーン	平成27年度より運用を開始した「自転車押し歩き地区」において、平成31年度も啓発員による自転車の押し歩きの呼びかけを行うキャンペーンを行い、市民の自転車利用のルール・マナーの向上に努める。	自転車押し歩きの呼びかけ	R1年5月下旬～11月末	自転車利用者への押し歩き啓発活動を期間中に32日実施	市民文化局 地域振興部 区政課 011-211-2252
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/cycle/cycle.html">http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/cycle/cycle.html</a>					
札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画	平成21年4月に施行した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」に基づき、今後5年間に於ける防犯活動への支援や犯罪の被害に遭う市民を減らすための基本計画を策定する	審議会	R1年夏～秋	合計4回実施	市民文化局 地域振興部 区政課 011-211-2252
		パブリックコメント	R1年12月末以降	10名(団体含む)から意見有	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/kihonkeikaku/dainijikihonkeikaku-pabcome.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/kihonkeikaku/dainijikihonkeikaku-pabcome.html</a>					
(仮称)中央区複合庁舎の整備に向けた区民ワークショップ	(仮称)中央区複合庁舎の整備に向けて、使いやすい庁舎にするための区民の意見を聞くためワークショップを開催する。	ワークショップ	R1年9月28日	無作為抽出により案内を送付し、22名が参加。	市民文化局 地域振興部 区政課 (区役所整備担当) 011-211-2176
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/shisetsu/chuo/workshop/index.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/shisetsu/chuo/workshop/index.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
市民自治推進会議	札幌市自治基本条例第31条及び第32条に基づき、市民自治によるまちづくりの施策等の評価及び自治基本条例の規定についての検討を行う。	審議会	R2年3月	委員7名 計1回実施	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/suisinkaigi/top.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/suisinkaigi/top.html</a>					
市民自治を考える市民ワークショップ	札幌市の市民自治のあり方や市民自治推進のための方策等について、市民の意見を広く聴くため、市民によるワークショップを実施する。	ワークショップ	R2年2月22日	参加希望者から抽選で35名を選出し、ワークショップを実施(当日参加者26名)。	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/hyoukakaigi/top.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/hyoukakaigi/top.html</a>					
まちづくりセンター地域自主運営化推進事業	地域が創意工夫を活かし、主体的にまちづくりを行うことができるよう、地域によるまちづくりセンターの自主運営化を支援する。	業務委託	H31年4月～R2年3月	8団体に対し、業務委託を実施。	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/iisyu/top.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/iichi/gugenka/iisyu/top.html</a>					
次世代の活動の担い手育成事業	世代に応じた効果的な啓発・体験により、まちづくりへの意識醸成を図り、将来の地域活動の担い手育成につなげる。	体験事業	R1年7月～R2年3月	各世代に応じてイベントを実施した結果、小学生から大学生・若者など約600名程度の参加があった。	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
		意見交換会			
		実行委員会			
町内会活動総合支援事業	町内会活動を多面的かつ継続的に支援するため、メディアを活用した加入啓発や不動産関連団体などとの連携に取り組むほか、町内会自らが行う加入促進などに対する取組などを支援する。	パネル展	R1年7月～R1年10月	地域の夏まつりなど全10箇所において、町内会加入促進啓発ブースを実施。	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
アンケート	R2年2月～3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
地域マネジメント推進事業	地域(まちづくりセンター区域を基本とした連合町内会やまちづくり協議会等)で共有された将来の展望とその実現に向けた活動指針「地域まちづくりビジョン」を策定するための勉強会やワークショップ開催支援を行う。	勉強会	R1年9月～12月	3地域において、勉強会+ワークショップを各3回程度実施。	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 011-211-2253
		ワークショップ	R1年10月～R2年1月		
市民まちづくり活動促進テーブル	市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議等を行う。	審議会(本部委員会)	R1年7月1日、10月頃、12月頃	委員10名により2回実施。さぼーとほっと基金の課題及び見直しに係る審議等を行った。	市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 011-211-2964
		審議会(事業検討部会)	R2年2月頃	新型コロナウイルス感染拡大を受け中止	
		審議会(審査部会)	毎月10日～20日の間に実施×12回	さぼーとほっと基金助成金交付申請について、委員5名により、書面により12回、審査を実施した。(団体指定助成) さぼーとほっと基金助成金交付申請について、委員5名により、プレゼン審査を実施した。(前期公募、後期公募)	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/table/t01_top.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/table/t01_top.html</a>					
地域まちづくり人材育成事業	①まちづくり活動体験プログラム NPOや任意団体等が行うまちづくり活動に市民が気軽に参加できる体験プログラムを実施する。	セミナー	R1年9月14日	活動体験のレポートのために、取材方法や文章の書き方を学ぶセミナーを実施した。	市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 011-211-2964
		バスツアー	R1年10月5日	市内のまちづくり活動団体をバスで巡り、各団体の活動を体験するツアーを実施した。	
		実践体験	R1年10月～R2年3月	まちづくり活動団体の活動を体験することに加え、取材も行い、レポートを作成した。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jinzai-ikusei/r1/2019jinzai.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jinzai-ikusei/r1/2019jinzai.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
地域まちづくり人材育成事業	②コーディネーター等育成プログラム コーディネーターやファシリテーションに関する知識やノウハウ等を学べるセミナーを開催するとともに、その参加者をまちづくり活動に体験派遣し、セミナーで習得した知識やノウハウ等を活用できる機会を提供する。	セミナー	R1年11月～R2年3月	コーディネーターやファシリテーションに関する知識やノウハウ等を学べるセミナーを行った。3月7日は新型コロナウイルス感染拡大により中止となった。	市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 011-211-2964
		体験派遣	R1年11月～R2年3月	活動団体へ体験派遣し、セミナーで得たスキル、知識を実践する機会を提供した。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jinzai-ikusei/r1/2019jinzai.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jinzai-ikusei/r1/2019jinzai.html</a>					
第3次札幌市消費者基本計画	第3次札幌市消費者基本計画の実施報告等を行う。	審議会	R1年7月	計1回実施 公募委員2名参加	市民文化局 市民生活部 消費生活課 011-211-2245
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shohi/sesaku/plan.html">http://www.city.sapporo.jp/shohi/sesaku/plan.html</a>					
市民参加型アイヌアートモニュメント設置事業	市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出するため、アイヌアートモニュメントを市民とアイヌが共同で制作し、市内各所(駅、区役所、学校等を想定)に設置する。	広報誌等にて参加者を募り、理解を深めながら、アイヌの監修のもと、共同での制作を行う。	R2年2月～3月	参加市民24名とアイヌ作家4名の共同制作により、タペストリー制作を実施した。しかし、新型コロナウイルスのため全6回中4回までで講座を中止。次年度に残り2回を実施して、完成したタペストリー(4枚)を、チ・カ・ホに設置予定(令和2年度中)。	市民文化局 市民生活部 アイヌ施策課 011-211-2399
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/shisaku/shiminsanka-ainu-art-monument.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/shisaku/shiminsanka-ainu-art-monument.html</a>					
男女共同参画さっぽろプラン	現行の第4次男女共同参画さっぽろプランの実施報告等を実施する。	審議会	第1回:R1年6月10日 第2回:R2年2月17日	計2回	市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課 011-211-2962
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/sankaku/keikaku/index.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/sankaku/keikaku/index.html</a>					
さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	女性の働きやすい環境づくりに向け、札幌市の女性を取り巻く実情やニーズ、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず男性や企業の方にとって、課題解決の方向性や方策を見出す場として、関係する官民が連携し、立場の異なる多様な市民が参加するフォーラム等を開催する。	SAPPOROライフデザインカフェ	R1年7月9日、7月16日、7月20日、8月7日	計3回、延べ100名参加。(大学生向け:33名、若手社員向け:48名、子育て世代向け:19名)	市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課 011-211-2962
		出張SAPPOROライフデザインカフェ	R1年7月16日	35名参加	
		さっぽろ女性応援fest	R1年11月22日～23日	延べ360名参加	
		SmileSharingBookを活用したワークショップ	R2年2月9日	21名参加	
性的マイノリティ支援事業	性的マイノリティに関する正しい知識を普及啓発することで、理解促進を図る。	講演会	R2年3月18日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため急遽中止	市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課 011-211-2962
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/index.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/index.html</a>					
札幌市文化芸術基本条例に基づく市民、芸術家等、文化芸術活動を行う団体等との意見交換	市民や芸術家等と、文化芸術の振興に関し自由かつ率直に意見交換を行う。	会議(ワークショップ)	中止	R2年3月に、市内高校生との文化芸術施策推進に関する意見交換会等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	市民文化局 文化部 文化振興課 011-211-2261
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/entaku/index.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/entaku/index.html</a>					
サッポロ・シティ・ジャズのボランティアスタッフ「JAZZ SAVERS」	サッポロ・シティ・ジャズの「パークジャズライブ」などで、受付補助、案内、仕込み・片づけ、チラシ折込、清掃、写真撮影などの業務を担うボランティアスタッフを市民から募集し、事業運営に参加する。	市民スタッフ	R1年5月～8月、12月	R1年度においては、約150人が参加。	市民文化局 文化部 文化振興課 011-211-2261
<a href="http://sapporocityjazz.jp/">http://sapporocityjazz.jp/</a>					
札幌市歴史文化基本構想	令和元年度中に札幌市歴史文化基本構想を策定し、構想を広く周知するためシンポジウムを開催する。	パブリックコメント	R1年10月28日～R1年11月26日	意見提出者数が2人・5団体、総意見件数が18件あった。	市民文化局 文化部 文化財課 011-211-2312
		シンポジウム	中止	R2年3月7日に実施予定だったが新型コロナウイルスによる感染防止のため中止した。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/rekisitekisisan.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/rekisitekisisan.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
札幌市スポーツ推進計画	平成26年2月に策定した札幌市スポーツ推進計画(計画年度H25～H34)について、計画の進捗状況や国のスポーツ施策の動向などを踏まえながら中間の見直しを行う。	審議会	R1年5月～6月	R1年5月24日実施 パブコメを踏まえた意見交換	スポーツ局 スポーツ部 企画事業課 011-211-3044
		パブリックコメント	H31年3月～H31年4月	6人・19件のご意見をいただいた	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/sports/vision/index.html">http://www.city.sapporo.jp/sports/vision/index.html</a>					
(仮称)札幌市スポーツ施設配置・活用計画	施設の更新需要の集中や、市民ニーズの多様化、大規模スポーツ大会の招致などに対応しながら、スポーツ施設を有効に活用していくため、配置・活用に係る計画の策定を行う。	専門家委員会	R1年6月～11月	スポーツ施設配置・活用計画検討委員会を2回開催	スポーツ局 スポーツ部 施設計画担当課 011-211-3045
		審議会	R1年12月頃	未実施	
		パブリックコメント	R2年1月頃	未実施	
市民運動広場整備事業	段階的に整備を進めながら、地盤や地下水を綿密に観測し、そのデータを解析することで汚染の動きを予測し、必要に応じて汚染対策を実施し、パークゴルフ場の整備を目指す。	専門家委員会	R2年2月頃	未実施	スポーツ局 スポーツ部 施設計画担当課 011-211-3045
冬季オリンピック・パラリンピック招致に係る取り組み	2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致に向けて、現在策定中の開催概要計画を周知し、計画へ反映する意見を広く募集するとともに、招致機運の醸成を図るため、出前講座を実施する。	意見公募	R1年10月以降	56件の市民意見が寄せられた。	スポーツ局 招致推進部 調整課 011-211-3042
		出前講座	R1年10月以降	企業のセミナー、議員の後援会等において出前講座を実施	
日本ラグビーフットボール協会招待試合	札幌ドームで開催される招待試合「パナソニックワイルドナイツ VS トヨタ自動車ヴェルブリッツ」において、スポーツボランティア「スマイル・サポーターズ」に当日ボランティアとして活動していただく。	事業協力	R1年6月2日	6月2日に実施。来場者数12,100人(当日ボランティア20人)	スポーツ局 国際大会担当部 ラグビーワールドカップ担当課 011-211-3006
ラグビーワールドカップ2019における折鶴・メッセージカード製作	ラグビーワールドカップ2019札幌開催に合わせて来札される外国人観戦客へのおもてなしとして、小学校へ折鶴とメッセージカード(英語)の製作を依頼する。併せて、より多くの市民の方へ「おもてなし活動」に参加していただくため、ラグビーワールドカップ関連イベントや地域のお祭り等の行事において折鶴とメッセージカード(英語)のブースを設置し、製作を依頼する。	事業協力	R1年6月～8月	市内39の小学校に製作を依頼するとともに、5つの行事等にブースを設置。	スポーツ局 国際大会担当部 ラグビーワールドカップ担当課 011-211-3006
ラグビーワールドカップ2019におけるボランティア活動	ラグビーワールドカップ2019の大会期間中、採用された市民に「大会ボランティア」として従事していただく。	事業協力	R1年9月	579人が大会ボランティアとして従事	スポーツ局 国際大会担当部 ラグビーワールドカップ担当課 011-211-3006
ウインタースポーツ塾エントリーコースにおけるボランティア活動	ウインタースポーツ塾エントリーコースに、スマイルサポーターにボランティアスタッフとして従事していただいた。	事業協力	R2年1月15～17日	3日間延べ27名が従事	スポーツ局 スポーツ部 企画事業課 011-211-3044
冬季オリンピック・パラリンピック招致に係る市民対話事業	冬季オリンピック・パラリンピック招致に向けた開催概要計画の作成にあたり、大会招致の意義や、大会開催に対する期待や懸念などについて、市民との対話を行っていく。	子どもワークショップ	R1年9月1日	ボランティアスタッフとして市民65名が参加	スポーツ局 招致推進部 調整課 011-211-3042
		大規模市民ワークショップ	R1年9月8日、12日		
		区民ミーティング	R1年9月下旬～10月上旬		
		シンポジウム	R1年10月11日		

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
札幌市地域福祉社会計画審議会	「札幌市地域福祉社会計画2018」に関する調査・審議等を行った	審議会	R1年5月29日	委員総数17名中、市民公募委員が2名就任している審議会を開催し、左記内容の審議を行った。	保健福祉局 総務部 総務課 011-211-2932
<a href="https://www.city.sapporo.jp/chihikufukushi/keikaku/sapporositikihukusiyakakeikakusinnngakai.html">https://www.city.sapporo.jp/chihikufukushi/keikaku/sapporositikihukusiyakakeikakusinnngakai.html</a>					
(仮称)障がい者プラン2018(改定版)	2021年4月を始期とする計画策定(一部改訂)のため、さまざまなジャンルの講師のお話を踏まえながら、札幌市が目指すべき「共生社会の具体的なイメージ」を参加者と一緒に考えるフォーラムを『障がいの分野から考える札幌のこれからの「共生」のかたち』と題して実施した。	フォーラム	R2年2月8日	1回開催。93名参加。	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 011-211-2936
<a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/h31-r01/kvousei_forum.html">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/h31-r01/kvousei_forum.html</a>					
とくとく健診PRポスター図案募集	とくとく健診を市民にPRするため、わかりやすく親しみやすい図案を市民に公募する。	公募	H31年2月～R1年5月	応募122点のうちポスターに採用する市長賞を含め、4名を表彰。ポスターはR1年6月に作成し、地下鉄駅掲示板や健診実施医療機関に掲載。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 011-211-2887
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/tokuken.html">http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/tokuken.html</a>					
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条に基づく必置機関であり、国保事業の運営に関する事項の審議等を行う。 (協議会は年2回程度開催予定)	市民委員公募	H31年3月～R1年5月	年2回実施(8月、2月)。札幌市国民健康	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 011-211-2944
		協議会	R1年6月～R2年3月頃	保険会計予算、決算について審議した。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/unkyou.html">http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/unkyou.html</a>					
働く世代の健康づくりフェスタ	働く世代や女性を対象とした、「日常生活の中で取り組める健康づくり」をテーマに普及啓発イベントを開催した。	イベント参加	R2年2月11日	アンケート回収数:220名	保健福祉局 保健所 健康企画課 011-622-5151
<a href="http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/walking/kenkounamatidukuri.html">http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/walking/kenkounamatidukuri.html</a>					
札幌市健康づくり推進協議会	健康増進法第8条2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。	協議会	R1年11月12日	協議会を1回開催。	保健福祉局 保健所 健康企画課 011-622-5151
		受動喫煙対策部会	R1年7月30日、9月6日、10月1日、R2年2月25日	部会を4回開催	
		がん対策部会	R1年5月13日、R2年3月24日	部会を2回開催	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/kyogikai/kyogikai-main.html">http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/kyogikai/kyogikai-main.html</a>					
札幌市食育推進計画	第3次札幌市食育推進計画の推進のため、市民公募委員を含む審議会(札幌市食育推進会議)の意見を反映させ、進捗管理を行う。	札幌市食育推進会議	R1年8月6日	札幌市食育推進会議を1回開催。	保健福祉局 保健所 健康企画課 011-622-5151
		市民委員公募	H31年4月15日～R1年5月14日	3名の応募があり、2名選考。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenio/syokuiku/dai3zikeikaku.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenio/syokuiku/dai3zikeikaku.html</a>					
さっぽろ医療計画評価委員会	さっぽろ医療計画の進捗状況を確認し、評価を行う。	委員会	R1年12月12日	さっぽろ医療計画評価委員会を1回開催	保健福祉局 保健所 医療政策課 011-622-5162
<a href="http://www.city.sapporo.jp/eisei/tiiki/iryouplan/second/index.html">http://www.city.sapporo.jp/eisei/tiiki/iryouplan/second/index.html</a>					
平成32年度札幌市食品衛生監視指導計画	保健所が行う食品関係施設に対する監視指導や市民への啓発事業などの実施に関する計画	パブリックコメント	R2年2月6日～3月6日	2名から9件の意見があった。	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenio/shoku/kanshiplan/index.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenio/shoku/kanshiplan/index.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
さっぽろ食の安全・安心 モニター事業	市内の食品取扱施設について、食品の表示、施設の衛生状況等を調査する。	モニター	R1年4月～R2年3月	30名が参加し、延べ310施設を調査	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/monitor/kekka.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/monitor/kekka.html</a>					
食のまち・さっぽろフェスト	食の安全・安心について市民へ広く普及啓発するためのイベントを開催する。	イベント参加	R2年2月15日、16日	札幌駅前通地下歩行空間(北3条交差点広場、札幌駅側スペース、憩いの空間にて実施、述べ40,272人が参加)	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/event/29shokumachifest-kaisai.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/event/29shokumachifest-kaisai.html</a>					
さっぽろ食の安全・安心 市民交流事業	事業者・生産者と市民の相互理解を図り、また、市民が食の安全について正しい知識と理解を深め、さらに食に対する信頼感を持ってもらうため、生産地や生産工場を見学する。	交流事業	R1年10月4日	山内農園及びカブリカブリ(飲食店)で実施。15名参加	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
		交流事業	R1年10月11日	山内農園及びカブリカブリ(飲食店)で実施。17名参加	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/korvuijivo/index.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/korvuijivo/index.html</a>					
さっぽろ子ども食品Gメン 体験事業	小学3～6年生の親子を対象に、行政や事業者の食の安全確保への取組にかかる正しい知識の習得等を目的として、食品衛生監視員の業務を体験・学習するもの。	体験事業	R1年7月30日、 R1年8月8日	中央卸売市場で実施。各回15組30名参加	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/korvuijivo/index.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi/korvuijivo/index.html</a>					
(仮称)第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画	「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	パブリックコメント	R1年12月20日～R2年1月20日	4名から13件の意見があった。	保健福祉局 保健所 食の安全推進課 011-622-5174
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/kanshiplan/index.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/kanshiplan/index.html</a>					
札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想	少子高齢化の進展に伴う火葬件数の増加、墓地ニーズの多様化、引取者のない遺骨の増加などの課題解決と市民の葬送に対する不安解消を図るため、斎場等の目指すべき姿と取組の候補をまとめた基本構想を策定する。	委員会	R1年6月～10月	市民公募委員2名を含む9名が委員として参加し、計4回会議を開催	保健福祉局 保健所 生活環境課 011-622-5182
		アンケート	R2年2月～3月	15歳以上の市民480名に対し、インターネットによるアンケートを実施	
		パブリックコメント	R1年12月～R2年1月	16名から計92件の意見あり	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/kihonkoso/index.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/kihonkoso/index.html</a>					
動物愛護管理推進協議会	「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、市民公募委員を含めて設置された、市長の附属機関。動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議する。	会議	R2年3月16日	感染症により中止。メール会議にて、札幌市動物愛護推進計画の進捗状況について審議され、飼い主のいない猫へのガイドライン作成についても意見が寄せられた。	保健福祉局 保健所 動物管理センター 011-736-6134
<a href="http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/kyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/kyougikai.html</a>					
札幌市動物愛護推進員	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき募集している、札幌市の動物愛護及び適正飼育推進のため、積極的・自主的な活動をしていただくボランティア制度。	定例会	R1年11月2日	今後実施する予定である、動物取扱業モニター事業について、概要を説明した。	保健福祉局 保健所 動物管理センター 011-736-6134
<a href="http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html">http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html</a>					
札幌市動物愛護ボランティア	「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」を目指し、札幌市の動物愛護管理事業へ協力するボランティア制度。啓発イベント等の補助を行う啓発ボランティア、幼児への生命倫理教育行事「どうぶつあいご教室」等の補助を行う教育ボランティア、保健所に収容されている動物の体調管理等の補助を行うケアボランティアの3区分に分かれている。	イベント補助	R1年6月～9月	動物愛護団体と共催で行った譲渡会や、動物愛護週間行事にて、会場設営や市民対応等に協力いただいた。	保健福祉局 保健所 動物管理センター 011-736-6134
		どうぶつあいご教室補助	R1年6月～12月	全29か所の保育園等で実施し、延べ1187人の園児が聴講。教室の開催にあたり、動物愛護ボランティア延べ132人の協力を得た。	
		収容動物管理の補助	通年	犬のトリミングや、多頭飼育崩壊で収容された猫の世話等に協力をいただいた。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html">http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
札幌市災害時動物救護ボランティア	札幌市域で札幌市域において大規模な災害が発生した際に、動物救護活動にボランティアで参加する。	講習会	R2年3月25日	感染症により中止。資料送付のみ行った。	保健福祉局 保健所 動物管理センター 011-736-6134
<a href="http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html">http://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/suisinin.html</a>					
札幌市子ども・子育て会議	札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議する。	審議会	R1年7月9日 R1年9月18日 R1年11月1日	札幌市子ども・子育て会議を3回開催	子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課 011-211-2982
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/iisedai/kosodatekaigi.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/iisedai/kosodatekaigi.html</a>					
第4次さっぽろ子ども未来プランの策定	令和2年度から令和6年度までを計画期間とする札幌市の新たな子ども・子育て施策に関する計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の策定に向けた検討を行った。	審議会	R1年7月9日 R1年9月18日 R1年11月1日	札幌市子ども・子育て会議を3回開催	子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課 011-211-2982
		パブリックコメント	R2年1月27日～ R2年2月25日		
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/iisedai/kodomokekaku.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/iisedai/kodomokekaku.html</a>					
子ども議会	小学4年生から中学生までの子どもが市政について学び、よりよくするための方法等を考え提案する。	委員会活動	R1年9月～R1年12月	5回開催し、延べ173名参加(子ども議員19名、サポーター9名)。	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 011-211-2942
		発表	R1年11月17日	2つの委員会が市民に伝えたいこと等を発表。28名参加(子ども議員19名、サポーター9名)。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/katsudo.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/katsudo.html</a>					
シンガポール少年少女交流事業	市内の中学2年生(受入時は中学3年生)を対象とし、ホームステイを基本に、相互に派遣と受入を行い、中学校体験入学や市内視察等のプログラムを実施する。今年度はシンガポール共和国へ交流団を派遣する。	研修でのワークショップ	R1年5月～R1年7月	計5回実施し、延べ68名が参加した。	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 011-211-2942
		アンケート	R1年8月頃	参加者14名に対し実施。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/101_2.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/101_2.html</a>					
姉妹都市少年少女交流事業	市内の中学生・高校生を対象とし、ホームステイを基本に、相互に派遣と受入を行い、各都市の伝統・生活文化、まちの特徴を学ぶ各種プログラムを実施する。今年度は大韓民国大田市へ派遣する。	研修でのワークショップ	R1年5月～R1年7月	計5回実施し、延べ48名が参加した。	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 011-211-2942
		アンケート	R1年8月頃	参加者10名に対し実施。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/101_2.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/101_2.html</a>					
子どもの権利委員会	子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づき、子どもの権利に関する施策の検証及び子どもの権利に関する推進計画について意見交換を行う。	委員会	年3回程度	委員会3回	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 011-211-2942
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/kenriinkai.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/kenriinkai.html</a>					
子どもの権利条例10周年記念イベント(子ども未来委員会の活動)	子どもの主体的な参加や意見表明を体現するイベントとして、当初の準備段階から小・中・高校生15名からなる「子ども未来委員会」の子どもたちが全体の企画・運営などに携わりました。	意見交換 事業企画・運営	R1年8月1日～R1年 11月17日	子どもの権利条例のある北広島市・奈井江町との子どもとの交流等により、子どもが考える「子どもにやさしいまち」について考え、権利条例10周年記念イベントで発表。この結果は「第4次さっぽろ子ども未来プラン」に反映させた。	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 011-211-2942
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/suishin_10shunen.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/suishin_10shunen.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
さっぽろ市民子育て支援宣言	これから親になる人や子育て中の親子に対し、市民一人ひとりが支援する気持ちを、言葉と行動で表すことを宣言・実行する取組。	個人または団体、企業での宣言	通年	さっぽろ市民子育て支援宣言数 R1年度 個人宣言数 6,082人 総計 62,549人 R1年度 2団体 25人 総計 223団体 28,667人 R1年度 31企業、1,616人 総計126企業、21,788人 総人数 113,004	子ども未来局 子育て支援部 子育て支援総合センター 011-208-7961
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/gaiyo/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/gaiyo/index.html</a>					
札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会	子育てに関する関係機関・団体が情報の共有化と協働体制を築き、子育て支援を推進する。	協議会会議	R1年6月頃 R2年1月頃	R1年6月開催 11人出席 R2年1月開催 10人出席	子ども未来局 子育て支援部 子育て支援総合センター 011-208-7961
里親制度普及啓発事業	家庭に恵まれない子どもたちを温かな雰囲気をもって受け入れている里親制度を、社会的養護の現状や里親養育体験発表等を通じて多くの市民にPRし、里親登録希望者の裾野を広げると同時に、地域での関心と理解を深める。	フォーラム	R1年10月頃	札幌市教育文化会館で1回開催 119人が参加	子ども未来局 児童相談所 相談判定一課 011-622-8630
第3次札幌市児童相談体制強化プラン	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向けて、重点取組期間が令和元年度までとなっている現行プランを改定し、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」(計画期間:令和2年度～令和6年度)を策定する。	審議会	R1年7月～	未実施	子ども未来局 児童相談所 企画担当課 011-622-8620
		パブリックコメント	未定	未実施	
ワク！WORK！学校祭 (旧・ものづくり学校祭 2018)	ものづくり企業をはじめとした地元企業の魅力や面白さを伝えることで、企業の認知度向上、ひいては将来的な地元企業への就職促進につなげていくことを目的として、さっぽろ連携中枢都市圏内企業の製品・技術や大学・専門学校との取組を、体験型の展示イベントを通して高校生に見せる「(仮称)ワク！WORK！学校祭」を開催する。	体験事業	R1年9月25日、26日	9月25日、26日の2日間、アクセスサッポロにて開催。42企業・団体が出展し、6,425名の高校生が来場した。	経済観光局 国際経済戦略室 ものづくり・健康医療 産業担当課 ものづくり産業係 211-2392
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/monodukuri/monodukurischoolschoolfestival.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/monodukuri/monodukurischoolschoolfestival.html</a>					
ものづくりKids拠点	市内ものづくり企業への将来的な就職促進を目的に、小中学生を主対象としたものづくりを「見て」、「触れて」、「学べる」拠点を構築する。	体験事業	R1年7月～R2年3月	Coミドリ(旧:真駒内緑小)内に「まこまないーべーす」を開設。毎週日曜日に開館し、308名の子どもが来場したほか、地下鉄、JR車両整備基地の見学会等のイベントも実施した。	経済観光局 国際経済戦略室 ものづくり・健康医療 産業担当課 ものづくり産業係 211-2392
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/kids/kids_kvoten.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/kids/kids_kvoten.html</a>					
映像コンテストの実施	これまで以上に札幌の魅力を発信し、国内外からロケーション撮影をさらに呼び込むことを目的として、新たなロケ地となり得る場所や施設等を入り込んだ作品を募集し、優秀な作品を表彰する映像コンテストを開催する。	作品募集	R1年6月～R1年11月	17作品の応募があった。	経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課 011-211-2372
		表彰式	R1年12月	優秀な作品を表彰する表彰式を開催した。	
ボランティアエキストラ登録制度の運用	市民がまちの魅力を再発見するため、エキストラ登録制度を活用し、市民の映像制作への参加を促す。	ロケーション撮影への参加	R1年4月～R2年3月	新たに315名がボランティアエキストラに登録。札幌市内で行われたロケーション撮影に、ボランティアエキストラとして250名ほどが参加した。	経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課 011-211-2372
<a href="http://www.screensapporo.jp/volunteer/">http://www.screensapporo.jp/volunteer/</a>					
第4回北のまんが大賞の開催	北海道と連携(共催)して、北海道を素材とした未発表のオリジナルまんがが作品等を広く募集するコンテストを実施する。	作品募集	R1年5月～R1年10月	101作品の応募があった。	経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課 011-211-2372
		表彰式	R2年2月	優秀な作品を表彰する表彰式を開催した。	
<a href="https://www.akarenga-h.jp/manga/contest/">https://www.akarenga-h.jp/manga/contest/</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
SAPPOROおみやげバ ワーアップフェアin北大	外国人観光客向けお土産品開発に取り 組む企業支援の一環で、北海道大学・ 北洋銀行と連携し、外国人留学生等へ の新商品アンケートイベント(新商品の試 食・体験会)を実施する。	交流会・アンケート	R1年秋	支援対象企業の開発状況が遅れ、実施見送り となった。	経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 011-211-2481
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/kankoshozai.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/kankoshozai.html</a>					
さっぽろスイーツ2020 コンペティション 市民アイデア募集	その年の顔となるスイーツを決定する、 「さっぽろスイーツ」のコンペティションに 向けて、そのもととなるアイデアを市民か ら募集する。	アイデア募集	R1年8月26日～10月 21日	応募件数:216件	経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 011-211-2481
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/sapporosweets.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/sapporosweets.html</a>					
さっぽろスイーツ2020 コンペティション 審査会	その年の顔となるスイーツを決定する、 「さっぽろスイーツ」のコンペティションに おける審査会を実施する。	市民審査員としての審 査会への参加	延期	募集期間:R1年12月13日～R2年1月31日 40件以上の応募があるも、新型コロナウイルス 感染症の影響により、審査会が延期となってい る。現在、事務局にて審査会の開催可否を検討 中。	経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 011-211-2481
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/sapporosweets.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/sapporosweets.html</a>					
第2次さっぽろ都市農業 ビジョン推進懇話会	第2次さっぽろ都市農業ビジョンの進行 管理のため、施策実施による成果の達成 状況や報告し、次年度の施策の推進や 改善に反映させるため意見交換を行っ た。	懇話会	R2年2月6日	第2次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会(出 席者は懇話会委員7名ほか全11名)を開催。	経済観光局 農政部 農政課 011-211-2406
人・農地プラン検討会	人・農地プランの見直しに当たり、プラン の(案)について農業者及び専門家等か らご意見をいただく。	懇話会	R1年3月頃	当該プランに関して、農水省から示される「進め 方」が改定されたことにより、R元年度は、会議で はなく農地所有者等へのアンケートを実施し、 次年度の見直しに備えることとした。	経済観光局 農政部 農政課 011-211-2406
<a href="https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiseisenn/plan.html">https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiseisenn/plan.html</a>					
人・農地プランに係る セミナー・ワークショップ	人・農地プラン見直しにあたり地域農業 者と農業関係機関が集い地域農業の将 来や担い手についての意見交換を市内 5地区で行う。	ワークショップ	R1年11月～R2年2月	同上	経済観光局 農政部 農政課 011-211-2406
<a href="https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiseisenn/plan.html">https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiseisenn/plan.html</a>					
里山活性化推進事業	里山の活性化に資する森林と農地の一 体的な保全・活用策について、意見交換 を行った。	意見交換会	R2年1月27日	地域住民や農林業者など11名が参加。	経済観光局 農政部 農政課 011-211-2406
新MICE施設整備 市民参加ワークショップ	施設の設計や運営の検討を進めている 新MICE施設の整備が市民生活の質の 向上に資する整備となるよう、市民が望 むイベントや国内外からの来訪者へのお もてなし内容について、市民の意見を 広く聴くため、市民によるワークショップ を実施した。	ワークショップ	R2年2月15日	1回開催で9名参加	経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課 211-2376
<a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/miceshitsu/mice_workshop.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/miceshitsu/mice_workshop.html</a>					
生ごみ堆肥化アンケート	堆肥化を実践している市民の方の取り 組み状況等を把握し、今後の札幌市の生 ごみ減量・堆肥化施策の参考にするた めに、生ごみ堆肥化機材助成者に対す るアンケート調査を行う。	アンケート	R1年9月下旬	助成者全員にアンケートを送付。 281人から回答を得た	環境局 環境事業部 循環型社会推進課 011-211-2928
<a href="http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/namagomi/namagomienquete30.html">http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/namagomi/namagomienquete30.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
札幌市温暖化対策推進計画等の改定	パリ協定や持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、気候変動対策に関する国内外の動向、第2次札幌市環境基本計画などを踏まえ、札幌市の温暖化対策・エネルギー施策に関する計画(札幌市温暖化対策推進計画、札幌市役所エネルギー削減計画、札幌市エネルギービジョン)を統合のうえ改定し、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として新たに位置付けるための検討を行った。	札幌市環境審議会	H31年4月24日、R1年7月2日、R2年2月28日	3回実施	環境局 環境都市推進部 環境政策課 011-211-2877
(計画) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/newplan/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/newplan/index.html</a> (審議会) <a href="https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/index.html">https://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/index.html</a> (協議会) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kvogikai/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kvogikai/index.html</a>		札幌市環境保全協議会	R1年6月26日、R2年2月5日	2回実施	
さっぽろ生き物さがし2019	札幌の自然環境の状況を把握することを目的に、森林や草地、水辺などの環境の指標となる生き物を市民みんなで調べ一斉調査。参加者からの調査報告をもとに、さっぽろ生き物マップを作成する。	生き物調査の実施	R1年5月～R1年9月	879名が参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/chosa/31chosa.htm">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/chosa/31chosa.htm</a>				
いきものつながりクイズラリー2019	札幌市内にある動物園や博物館など、動物や植物、自然に触れ合ったり、学んだりすることのできる施設を回るクイズラリーを実施する。	クイズラリー	R1年7月27日～R1年9月1日	245名が参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/network/31quiz_rally.htm">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/network/31quiz_rally.htm</a>				
生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークバスツアー	札幌市環境プラザや札幌市豊平川さけ科学館などの生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク施設を巡るバスツアーを実施し、各施設における見学・体験を通じて、各施設や生物多様性についての理解促進を図る。	バスツアー	R1年9月29日 R1年11月2日	44名が参加 39名が参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/network/shisetsu.htm">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/network/shisetsu.htm</a>				
生物多様性フォーラム	生物多様性を広く普及啓発する取組の一つとして、市民向けの生物多様性フォーラムを開催。	フォーラム	R2年2月	新型コロナウイルスの影響で中止	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/event/30forum.htm">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/event/30forum.htm</a>				
カッコー先生杯かるた大会	生物多様性に対する理解や関心の向上を図るため、「生き物かるた」等を使った小学生向けのかるた大会を開催。	かるた大会	R2年1月	市内の小学生93名が参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/karuta.html#taikai">http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/karuta.html#taikai</a>				
ヒグマ痕跡探しバスツアー	ヒグマによる人身事故を未然に防止するために、市民一人ひとりが山林に入る際にどのようなことに気をつけるべきかを普及啓発することを目的としたバスツアーを実施する。	バスツアー	R1年5月17日	22名参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
		バスツアー	R1年8月2日	親子野生動物痕跡探しバスツアーとして小学生の親子を対象に実施。8組18名参加。	
		バスツアー	R1年9月11日	21名参加	
		バスツアー	R1年9月11日	21名参加	
	<a href="http://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/">http://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/</a>				
ヒグマの会40周年記念フォーラム(仮)	都市におけるクマ問題等についてのフォーラムを実施する。	フォーラム	R1年10月22日	チ・カ・ホで実施	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
		フォーラム	R1年12月8日	エルプラザで実施。延べ450名が参加。	
		フォーラム	R2年2月22日	札幌市文化芸術交流センターで実施。約60名が参加。	

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
石山地区豊平川河畔林 下草刈	ヒグマによる人身事故を未然に防止するために、石山地区まちづくり協議会まちおこし部会、浦幌ヒグマ調査会(酪農学園大学)らと共催で、ヒグマの侵入経路となりうる豊平川の河畔林の下草を刈る。	草刈り	R1年8月3日	石山地区の住民、浦幌ヒグマ調査会、酪農学園大学等約60名が参加	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
藤野野々沢川河畔林下 草刈	ヒグマによる人身事故を未然に防止するために、市立札幌藻岩高校の生徒と協力して、ヒグマの侵入経路となりうる南区藤野の野々沢川の河畔林の下草を刈る。	草刈り	R1年8月30日	藻岩高校の生徒8名と学校関係者3名で実施。	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 011-211-2879
円山動物園基本方針「ビジョン2050」に基づく基本計画	開園100年目となる2050年を見据えた円山動物園の基本方針「ビジョン2050」に基づく2019～2023年の5か年分の基本計画を策定した。	パブリックコメント	R2年2月7日～3月8日	意見提出者9人、49件	環境局 円山動物園 経営管理課 011-621-1426
<a href="http://www.city.sapporo.jp/zoo/">http://www.city.sapporo.jp/zoo/</a>					
市民動物園会議	平成31年3月に策定した札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」に沿った経営を行っているかを念頭に確認を受け、基本方針に近づけるための提案・意見を聴取する。	市民会議	R1年5月21日、R1年11月28日、R2年3月28日	主に入園料の見直し、実施計画、動物園条例の制定等について審議を行った。	環境局 円山動物園 経営管理課 011-621-1426
<a href="http://www.city.sapporo.jp/zoo/">http://www.city.sapporo.jp/zoo/</a>					
動物園条例	動物福祉を根幹とした持続可能な動物園運営を確立し、市民の財産である円山動物園の動物たちを守っていくため、基本方針ビジョン2050の基本理念「命をつなぎ 未来を想い 心を育む」に基づく取組を法的に規定する条例の制定を目指す。	動物園条例検討部会	R1年10月31日、R1年12月17日		環境局 円山動物園 経営管理課 011-621-1426
		講演会	R1年11月1日		
円山動物園の森ボランティア	円山動物園の森のツアーガイド及び運営管理を行う。	ツアーガイド	R1年5月～R1年10月	各回5～10名程度の参加者となり年間総参加者は200名弱であった	環境局 円山動物園 経営管理課 011-621-1426
<a href="http://www.city.sapporo.jp/zoo/">http://www.city.sapporo.jp/zoo/</a>					
円山動物園ボランティア	展示動物の解説等を通じて、入園者へのサービス向上と動物園の事業の一層の充実を図り、社会教育及び環境教育に市民自らが貢献することを目的とする。	飼育動物の解説	随時	ツアーガイド82回、1,783名参加	環境局 円山動物園 飼育展示課 011-621-1427
		園内でのイベント実施	随時	サンデーガイド41回、2,650名参加	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/zoo/">http://www.city.sapporo.jp/zoo/</a>					
				随時園内で解説ガイドを実施	
冬みち地域連携事業	除排雪を取り巻く状況を行政と地域が協力して解決するため、雪体験授業や出前講座等の実施により、除排雪事業や冬の暮らしのルール・マナーについての理解促進を図るほか、除雪簿ボランティアの取組支援により地域力を生かした雪対策を推進した。	小学生を対象とした雪体験授業	R1年11月～R2年2月	雪体験授業実施:小学校180校	建設局 土木部 雪対策室事業課 011-211-2662
		地域懇談会や出前講座等	随時	懇談会、出前講座、合同パトロール:31回	
		公園その他公共用地の地域の雪置き場としての活用	R1年12月～R2年3月	覚書締結公園:1,502公園	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyuu/fuyumichi/fuyumichi.html">http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyuu/fuyumichi/fuyumichi.html</a>					
		冬季歩行環境の改善(砂まき活動)	R1年12月～R2年3月	砂まき協力企業:1,264店舗・商店街	
清田区里塚地区の市街地復旧に向けた工事説明会	平成30年北海道胆振東部地震に伴う液状化により、道路や宅地に甚大な被害を受けた清田区里塚地区において、市街地復旧工事の区域内の宅地所有者等を対象として、復旧工事の着手に先立って、施工手順や施工時期等について説明した。	説明会	H31年4月25日 (昼の部) (夜の部)	市工事担当者・施工業者の顔合わせ、今後2年間に於ける工事の概要、工事手順とスケジュール、生活環境対策、住民の方々への協力頂きたい事項など、情報提供(昼夜合計150名参加)。参加者から質問やご要望を聴取。	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/satozuka.html">http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/satozuka.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
里塚地区市街地復旧工事の施工見学会	清田区里塚地区における市街地復旧工事の本施工前に、地域の方が対策工事への理解を深めていただくため、対策工事(地盤改良工事)に係る試験施行の確認、工事に係る質疑応答を行った。	見学会	R1年6月4日 (2部開催)	対策工事(地盤改良工事)に係る試験施工の実演、質疑応答などを行った。(計80名参加)	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
里塚中央町内復旧工事進捗状況報告会	清田区里塚地区内において進める市街地復旧工事について、R1年度の工事の進捗状況とR2年度に予定している工事予定について情報共有を図るとともに、住民の不安や質問等に対する説明等を行った。	説明会	R2年1月25日	清田区里塚地区で行う工事の進捗状況、R2年度の工事実施予定、家屋調査予定の情報提供、質疑応答などを行った。(計58名参加)	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
里塚霊園隣接地区地元説明会	平成30年北海道胆振東部地震に伴う地すべりの変形により、里塚霊園、宅地に被害が発生した里塚霊園隣接地区において、対策工事実施に向け、住民説明会を行った。	説明会	R1年8月28日	被災概要や被害メカニズム、対策工(盛土)、支援メニューについて情報提供。 (地域住民23名参加) 参加者から質問やご要望を聴取。	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
		説明会	R1年12月8日	被災状況の詳細、R1年8月28日説明会でいただいた質問の回答、対策工選定経緯について説明。対策工法について地域の合意を得た。 (地域住民約20名参加) 参加者から質問やご要望を聴取。	
美しが丘地区(羊ヶ丘通町内会・美しが丘南公園町内会)地元説明会	平成30年北海道胆振東部地震に伴う液状化により、道路や宅地に甚大な被害が発生した清田区美しが丘地区において、被災概要や被災メカニズム、対策工について説明した。	説明会	R1年9月7日	被災概要や被害メカニズム、対策工、支援メニューについて情報提供。 (地域住民40名参加) 参加者から質問やご要望を聴取。 対策方針について地域の合意を得た。	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
		説明会	R1年12月15日	対策工の詳細、大規模盛土の調査、支援メニューについて情報提供。 (地域住民110名参加) 参加者から質問やご要望を聴取。 対策工法について地域の合意を得た。	
月寒東地区地元説明会	平成30年北海道胆振東部地震に伴う液状化により、道路や宅地に甚大な被害を受けた豊平区月寒東地区において、被災概要や被災メカニズム、対策工について説明する。	説明会	R1年10月8日	被災概要や被害メカニズム、対策工、支援メニューについて情報提供。 (地域住民37名参加) 参加者から質問やご要望を聴取。 対策工法について地域の合意を得た。	建設局 市街地復旧推進室 調整担当課 011-211-2390
札幌市緑の審議会	札幌市の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画を策定する。	審議会	R1年6月	委員参加人数 14名	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 011-211-2533
		審議会(部会)	R1年6月	委員参加人数 6名	
		審議会	R1年7月	委員参加人数 12名	
		審議会	R1年10月	委員参加人数 12名	
		審議会	R2年2月	委員参加人数 14名	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/forest/midorinoshingikai.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/forest/midorinoshingikai.html</a>					
第4次札幌しみどりの基本計画	札幌市の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画を策定する。	市民グリーンフォーラム	H31年4月	地下歩行空間で実施。パネル展示やトークセッション等を行い、延べ430名が来場。	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 011-211-2533
		条例に基づく意見収集	R2年1月～R2年2月	9名から、延べ17件の意見が提出。	
新規公園整備及び既設公園再整備	市民ニーズを公園整備に反映させるため、意見交換会等を開催する。	意見交換会	随時	38公園について、各々意見交換回答を実施 意見交換会:計52回実施、計593人参加 アンケート:計26回実施、計6,212人回答	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 011-211-2533
		アンケート	随時		
公園再整備事業の効果検証	再整備や新規整備した公園の効果を検証し、今後の公園整備の検討資料とするため、主にH30年度に再整備等が完了した公園について、その周辺の住民に対し、アンケート調査を行う。	アンケート	R1年10月～11月	方法:対象31公園周辺の計7,600世帯に実施 結果:回答2,625人(回収率34.5%)	建設局 みどりの推進部 みどりの推進課 011-211-2533

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
全国都市緑化フェア自治体出展花壇デザイン制作に係るワークショップ	令和2年春から秋にかけて広島県で開催される全国都市緑化ひろしまフェアに自治体花壇を出展するにあたり、テーマ及びデザインを検討するため、北海道大学と事業協力し、所属学生を対象としたワークショップを開催した。	ワークショップ	R1年7月～R1年9月	計4回実施。大学生4名が参加。	建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 011-211-2522
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/fair/index.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/fair/index.html</a>					
さっぽろタウンゲーターによる各種事業協力	花と緑のまちづくりに携わるさっぽろタウンゲーターから参加者を募り、市民協働による緑化の取り組みを実施した。 ・本庁舎前おもてなし花壇のコンテナデザイン、植栽、維持管理 ・大通界隈フラワーコンテナの植栽、維持管理 ・札幌駅南口駅前広場のフラワーハンギングの制作講習会 ・オフィスの潤い推進事業におけるポットづくりボランティア	本庁舎前おもてなし花壇ボランティア参加	R1年6月8日～ R1年10月26日	市民ボランティア64名が参加。	建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 011-211-2522
		大通界隈フラワーコンテナボランティア参加	R1年6月28日～ R1年10月11日	市民ボランティア16名が参加。	
		札幌駅南口駅前広場フラワーハンギング制作講習会	R1年6月28日	市民ボランティア23名が参加。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/omotenashi/index.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/omotenashi/index.html</a>					
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/odorikawai/index.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/odorikawai/index.html</a>					
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/southentrance/2019/index.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/miryoku/southentrance/2019/index.html</a>					
<a href="http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/tokusyu/office/index.html">http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/tokusyu/office/index.html</a>					
下水道事業パネル展	9月10日の「下水道の日」関連行事として、普段意識されることの少ない下水道の役割について普及・啓発するためのイベントを開催した。令和元年度は、パネル展示やトークイベント、クイズラリーを行ったほか、体験型の展示を盛り込み、多くの方が楽しめるよう工夫した。	アンケート	R1年8月31日～9月1日	2日間で2,874人の来場うち800人からアンケートの回答が得られた。	下水道河川局 経営管理部 経営企画課 011-818-3452
<a href="http://www.city.sapporo.jp/gesui/event/panel2019kouhou.html">http://www.city.sapporo.jp/gesui/event/panel2019kouhou.html</a>					
札幌市下水道ビジョン2030	2021年度から2030年度までの10年間の下水道事業の方向性を示した「札幌市下水道ビジョン2030」の策定に向けて、意見を伺った。	審議会	R1年7月12日、 8月2日、 10月4日、 12月25日	ビジョンの内容や方向性などについて、4回開催	下水道河川局 経営管理部 経営企画課 011-818-3452
出前授業	次世代の担い手となる子どもたちに、下水道について関心を持ってもらうことを目的として小学校への出前授業を実施した。	アンケート	R1年6月頃～9月頃	市内の小学校15校で実施。小学4年生合計1,229名に対し、授業を実施した。	下水道河川局 経営管理部 経営企画課 011-818-3452
第1回市民意識調査	各種施策や事業についての周知度や要望等を調査し、施策推進の参考とすることを目的に、「下水道に対する意識について」をテーマとして実施した。	アンケート	R1年7月12日～7月26日	2,387人からの回答を得た。	下水道河川局 経営管理部 経営企画課 011-818-3452
<a href="https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/r0101ank_e.html">https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/r0101ank_e.html</a>					
札幌市河川環境推進会議	よりよい河川環境を保全・創出するため、平成20年度に札幌市の川づくりの方向性を示す、札幌市河川環境指針を策定した。本指針が適切に推進されているかを検証するため、「札幌市河川環境推進会議」を開催している。また、会議の開催に先立ち、現地視察会を開催する。	現地視察会への参加	R1年10月9日	委員5名参加による、現地視察会を実施	下水道河川局 事業推進部 河川事業課 011-818-3414
		会議への参加	R1年12月13日	委員6名参加による河川環境推進会議の実施	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/kankyoushishin/suisinkaigi.html">http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/kankyoushishin/suisinkaigi.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
市民との協働による河川環境整備事業	市民ボランティア、中高生、専門家と共に、創成川の環境整備の検証作業を行う。	調査や整備作業への参加	R1年8月5日	ボランティア参加・中高生参加による整備効果把握調査の実施(13名)	下水道河川局 事業推進部 河川事業課 011-818-3414
		報告会	R1年9月11日	現地調査結果に基づく中高生との環境整備検証の実施(6名)	
がけ地防災パネル展	がけ地防災パネル展来場者に対してアンケートを実施し、日頃の防災に対する意識や備え等を調査。	アンケート	R1年8月～R1年9月	5会場(本庁舎、中央区、南区、西区、手稲区)で開催。	都市局 市街地整備部 宅地課 011-211-2512
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/takubou/panel.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/takubou/panel.html</a>					
土砂災害警戒区域等指定に係る住民説明会	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等指定(指定権者:北海道)のため、北海道及び関連所管部(札幌市危機管理対策室及び札幌市河川管理課)と連携して住民説明会などにより周知活動を行う。	説明会	R1年8月～R1年12月	中央区、厚別区、豊平区、南区、西区、手稲区にて住民説明会などの周知活動を実施。	都市局 市街地整備部 宅地課 011-211-2512
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/takubou/doshajgaikaikaiki.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/takubou/doshajgaikaikaiki.html</a>					
木造住宅耐震診断員派遣事業 木造住宅耐震改修工事等補助事業	旧耐震(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)の木造住宅を対象に、耐震診断員を派遣する事業を実施した。また、耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された木造住宅の耐震設計・耐震改修工事の支援を行った。	セミナー	R1年8月7日	28名参加	都市局 建築指導部 建築安全推進課 011-211-2867
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/mokuzou.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/mokuzou.html</a>					
避難所運営体制づくり取組支援事業	災害時に円滑な避難所開設・運営を可能とするため、地域住民、避難所施設管理者、区役所による協議の場を設け、地域住民による継続した自主運営体制づくりを支援する。	中央体育館避難所運営検討会	R1年7月18日、R1年9月14日	会議を2回開催しマニュアル完成(1回目38名、2回目約250名)	中央区 市民部 総務企画課 205-3205
		中央小学校避難所運営検討会	R2年3月	マニュアル完成(会議未開催、送付により確認依頼)	
		柏中学校避難所運営検討会	R1年9月17日、R1年12月17日	会議を2回開催しマニュアル完成(1回目19名、2回目20名)	
		二条小学校避難所運営検討会	R1年8月19日、R1年12月12日	会議を2回開催しマニュアル完成(1回目27名、2回目30名)	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/chuo/kinkyu/hinanjyo/hinansyounetaisei.html">http://www.city.sapporo.jp/chuo/kinkyu/hinanjyo/hinansyounetaisei.html</a>					
市電と沿線の活性化事業	市民、各種団体、学校等との連携により、市電を活用した様々な事業を展開して情報発信を行うことで、市電沿線地域の活性化を図る。	イベントへの参加及びアンケート	R1年8月7日 R1年10月13日 R2年12月15日	夏休み自由研究教室2019～市電に乗ろう！学ぼう！体験しよう！～(28名) 第2回まちなかフォトウォークwith市電(13名) 貸切電車DEMUNHEN・クリスマス(45名)	中央区 市民部 地域振興課 011-205-3221
日めくり式アイデア集作成のためのワークショップ	家事負担や食事作りの負担軽減のためのアイデア集を作成する。そのため子育て中の方や市民、食生活改善推進員とワークショップを行い、アイデアを募る。	ワークショップ	R1年5月16日	食生活改善推進員協議会研修会参加の14名が参加	中央区 保健福祉部 健康・子ども課 011-511-7223
		ワークショップ	R1年5月7日～6月7日	乳幼児健診参加者47名	
		ワークショップ	R1年6月7日	両親教室参加者73名	
		お料理時短アイデア集「まいにち時短」お披露目会	R1年8月11日	Cスポーツパーティー212名	
		ワークショップ	R1年12月13日	チカホパネル展5222名	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/chuo/kenko/recipe/mainitiitan.html">http://www.city.sapporo.jp/chuo/kenko/recipe/mainitiitan.html</a> <a href="http://www.city.sapporo.jp/chuo/news/h31/190810.html">http://www.city.sapporo.jp/chuo/news/h31/190810.html</a> <a href="http://www.city.sapporo.jp/chuo/news/h31/191213_2.html">http://www.city.sapporo.jp/chuo/news/h31/191213_2.html</a>					
食育ネットワーク会議	区民の食育の普及啓発及び情報交換を関係機関と連携して実施する。	情報交換	R1年6月10日	6月食育月間について	中央区 保健福祉部 健康・子ども課 011-511-7223
		情報交換	R1年7月～8月	8月野菜摂取強化月間、野菜レシピについて	
		食育講座	R1年2月12日	北西学園女子高校にて食育講座35人参加	
		食育講座	R1年2月18日	龍谷学園高校にて食育講座35人参加	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenio/svokuiku/svokuai266.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenio/svokuiku/svokuai266.html</a>					
北区アダプト・プログラム支援事業	区と市民団体(学校、企業など含む)が美化活動の内容について覚書を交わし、これに基づいて市民団体は清掃等の活動を、区は清掃用具の支給等により活動の支援を行った。	事業協力	H31年4月～R2年3月	新たに新規3団体と覚書を締結し、それぞれの活動区域において、清掃活動や冬期の砂まき活動等を行い、地域の環境美化に貢献した。	北区 市民部 地域振興課 011-757-2407
<a href="https://www.city.sapporo.jp/kitaku/tetsuzuki/sport_bunka/kitaku_adopt.html">https://www.city.sapporo.jp/kitaku/tetsuzuki/sport_bunka/kitaku_adopt.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
区民交流促進事業	地域や指定管理者、学校などと協力しながら、区民が交流できるふれあいの場を創出することを目的とした秋祭り「ぽっぴいフェスティバル」を実施した。	市民スタッフアンケート	R1年10月12日	「芸術の秋」「スポーツ(健康づくり)の秋」「食の秋」を楽しみながら、さまざまな区民活動に触れることのできる「ぽっぴいフェスティバル」を開催し、北区の小中学生による演奏や大学生によるアカペラなどの出演だけではなく、学生ボランティア等も募り当日の運営にも協力をいただいた。	北区 市民部 地域振興課 011-757-2407
<a href="https://www.city.sapporo.jp/kitaku/tetsuzuki/sport_bunka/poppyfes/festop.html">https://www.city.sapporo.jp/kitaku/tetsuzuki/sport_bunka/poppyfes/festop.html</a>					
北区歴史と文化の八十八選を巡る会	「北区歴史と文化の八十八選」について、実際に現物を見て解説を受けて理解を深めてもらう街歩きを行いました。	ワークショップアンケート	R1年10月19日	篠路地区を中心に、篠路地区の歴史や北区歴史と文化の八十八選に関する事前の講義を行った後、理解を深めるために実際に街歩きを行った。	北区 市民部 地域振興課 011-757-2407
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kitaku/oshirase/shimin/kiji/meguru2019.html">http://www.city.sapporo.jp/kitaku/oshirase/shimin/kiji/meguru2019.html</a>					
ひがしくハッピー・タッピーコンサート出演候補者選考委員会	奇数月開催の「ひがしくハッピー・タッピーコンサート」の出演者を区内の音楽関係者、文化団体、学識経験者等により構成された選考委員会により選考した。	出演候補者選考委員会	H31年4月	出演候補者選考委員会を1回開催した。	東区 市民部 地域振興課 011-741-2429
東区子育て支援推進ネットワーク情報交換会	東区内の10地区を3ブロック(3~4地区で1ブロック)とし、ブロックごとで子育て支援に関する情報交換を行なう。	情報交換会	R1年7月8日、9日、10日	「親子と共にすすめる地域づくり」というテーマに基づき、サロン利用保護者へのニーズ調査結果を基に話し合いをした。地域の人が発言する機会を多く持てるように配慮したことで、活発な意見交換が行われた。また、乳幼児の事故予防(誤飲や視野の狭さによるもの)についての情報提供を行い、真剣に聞く様子や関心の高さが伺えた。	東区 保健福祉部 健康・子ども課 011-712-6331
白石区複合庁舎にぎわい協働プロジェクト事業	白石区複合庁舎のまちづくりイベント広場を活用して、区民や関係団体との協働により、賑わいを創出するイベントを開催するとともに、まちづくり団体のネットワークづくりを支援した。	利活用協議会  市民ボランティア	R1年6月~R1年12月  H31年4月~R2年3月	区民協働スペースの利活用に関する検討会議を2回開催。  ボランティア登録者18名。	白石区 市民部 地域振興課 011-861-2422
<a href="https://www.eventhiroba.com/blank-3">https://www.eventhiroba.com/blank-3</a>					
厚別区防災訓練	行政と防災関係機関及び地域住民が連携し、防災力の向上を図るため訓練を行う。	訓練参加アンケート調査	R1年8月29日	250名参加	厚別区 市民部 総務企画課 011-895-2419
厚別区防災講演会	防災意識の啓発と防災知識の普及のため、専門の講師による講演会を行う。	講演会アンケート調査	R1年11月30日	250名参加	厚別区 市民部 総務企画課 011-895-2419
豊平区アダプト制度	本来、行政が維持管理すべき豊平区内の道路等の公共物を対象に豊平区との役割分担に基づき、市民が主体的かつ自主的に環境美化に取り組む。	事業協力	通年	参加者:豊平区内の町内会及び企業(全9団体) 内容:道路清掃や花壇整備、冬期間の砂撤きなど	豊平区 市民部 地域振興課 011-822-2427
<a href="http://www.city.sapporo.jp/tovoHIRA/machi/furemachi/adopt.html">http://www.city.sapporo.jp/tovoHIRA/machi/furemachi/adopt.html</a>					
とよひらまちづくりパートナー制度	まちづくり活動への参加意欲を持った企業と、町内会などの地域団体と一緒に地域活動に取り組むことで、新たなまちづくり活動の担い手を発掘するとともに、地域における「顔が見える関係」づくりを進める。	事業協力	通年	参加者:とよひらまちづくりパートナー登録団体(46団体)、区内町内会等 内容:植花、交通安全街頭啓発、地域行事の運営等	豊平区 市民部 地域振興課 011-822-2427
<a href="http://www.city.sapporo.jp/tovoHIRA/machi/partner/">http://www.city.sapporo.jp/tovoHIRA/machi/partner/</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
「ワクワクとよひらんど」きたえーるでA・S・O・B・O!!	地域子育て支援者や地域住民、学生が関係機関と連携・協働し、乳幼児親子に楽しい遊びの場を提供する。遊びを通じて幅広い世代と交流し、地域の子育てサロンの情報を得るなど、乳幼児親子が地域とつながりを深める場の提供をする。	実行委員会	R1年5月中旬～ R1年8月中旬頃	実行委員会5月22日23名 準備会議7月30日36名 実行委員会11月26日24名	豊平区 保健福祉部 健康・子ども課 011-822-2474
		実施当日スタッフ参加	R1年10月2日	地域ボランティア、学生ボランティア247名が参加。	
げんき雪んこまつり	地域と子育て家庭とのつながりを深めるため、中の島地区の子育て支援関係機関、団体が実行委員会を設置し開催する。乳幼児(親子)・小学生は、地域やボランティアに見守られ冬の遊びを楽しく体験する。また、ボランティアの生徒は、事業を通じて地域の様々な年代の人との交流を体験する。	実行委員会	R1年11月上旬～ R2年1月上旬頃	R1年11月11日14名	豊平区 保健福祉部 健康・子ども課 011-822-2474
		実施当日スタッフ参加	R2年1月9日	R2年1月9日予定だったが雪不足で中止 現地対応のため地域の方1名が職員と一緒に 対応	
とよひら”風土”ネット会議	区民の食育の普及啓発及び情報交換を関係機関と連携して実施する。	会議	R1年9月6日	参加者:6団体6名出席	豊平区 保健福祉部 健康・子ども課 011-822-2472
きよたまちづくり区民会議	各地区町内会連合会をはじめさまざまな団体の代表者などが集まり、各団体の情報を全体の情報として共有し、まちづくりに生かすことを目的として平成20年3月に設立。さまざまな視点から議論を重ね、各団体や区役所とともにまちづくりを進めている。清田区の目指すべき姿を「これからの清田のまちづくり」に取りまとめ、会議形式で議論・検討した。また、清田区との共催による「きよたまちマルシェ&きよフェス」の企画を検討し、実施した。	会議	R1年7月2日	構成する21団体のうち19名が参加し、意見交換を行った。	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
		事業共催(「きよたまちマルシェ&きよフェス」)	R1年9月14日	マルシェでは46団体の参加があり、約7,000人が来場した。会場にまちづくりパネルを設置し、来場者を対象に「まちづくりアンケート」を実施。取組の効果やニーズを把握した。また、地域課題への対応として、交通利便性の課題に対し企業協力による地域循環バスの運行を実現した。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/kumin_kaigi/index.htm">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/kumin_kaigi/index.htm</a>					
認知症家族の孤立防止事業	「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」に位置づけて、地域住民による認知症に関する講座・交流会の開催を支援予定	事業協力	R1年8月24日 R1年8月27日 R1年8月30日 R1年9月7日 R1年10月19日 R1年10月31日 R1年11月8日 R1年12月3日 R2年1月26日 R2年2月4日	10回実施	清田区 保健福祉部 保健福祉課 011-889-2042
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/hoken-fukushi/korituboushi.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/hoken-fukushi/korituboushi.html</a>					
清田区の子育て支援を考える会	子育てに関する関係機関・団体が情報の共有化を図り、地域の子育て支援を推進する。	講演会・意見交換会	R1年9月4日	地域関係者41名、行政関係者等18名 計59名	清田区 保健福祉部 健康・子ども課 011-889-2052
清田ふれあい区民まつり	他世代間の交流を通じて、清田区民が地域を良くしていこうとする意欲と郷土愛醸成の一助とすることを目的として、地域の各種団体と清田区で実行委員会を設立し、清田区市民交流広場でイベント・アトラクション等を実施した。	実行委員会	R1年5月～10月	計3回開催(反省会含む)	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
		企画・財務部会	R1年6月	計1回開催	
		企画・財務部会幹事会	R1年4月～9月	計2回開催(反省会含む)	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/kumin-matsuri.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/kumin-matsuri.html</a>					
旧国道36号線関連事業	地域の魅力である旧国道36号線沿いありべつ桜並木通りの活用促進及び魅力アップを目的として、「旧道・桜ウォーキング花見会」や花壇整備、清掃活動等を実施した。	実行委員会	H31年3月6日、4月22日	桜ウォーキング開催に向け5名の市民が委員として参加。	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
		事業協力	R1年6月～9月	地域の企業や団体が花壇整備、清田小学校児童が清掃活動に協力。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/walking/sakura-walking.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/walking/sakura-walking.html</a>					

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
清田区アダプト・プログラム	地域住民や企業などが実施する区内の歩道スペースにおける環境美化活動について、区が清掃用具の提供やボランティア保険への加入などの支援を行う。	事業協力	年間	14団体が活動を実施。	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/adopt.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/adopt.html</a>					
楽しく体験！おしごとっこフェス	子どもたちが地元への愛着を持ちながら成長していけるよう、様々な体験を通じて地域の企業や取組を学ぶことができるイベントを生活協同組合コープさっぽろと共催で実施。区内企業がイベントに協力したほか、区内大学生がボランティアスタッフとして参加した。	事業共催	R1年11月10日	504名の子どもが参加(保護者も含めると約1,000名)。	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
		事業協力		区内企業等7社がイベント運営に協力。	
		市民スタッフ		札幌国際大学の学生12名がボランティアスタッフとして参加。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/oshigoto_fes/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/oshigoto_fes/index.html</a>					
ホテル観賞事業	区民の環境保全意識の向上等を目的として、NPO法人札幌清田ホテルの会の協力のもと、区役所裏のホテル池にてホテル観賞イベントを開催した。	事業協力	R1年6～8月	観賞会には7日間で3,326名が来場。	清田区 市民部 地域振興課 011-889-2024
		市民スタッフ		ホテルの会メンバーが幼虫放流、観賞会等でスタッフとして協力。	
		市民まちづくり活動団体への事業委託		ホテル池の環境整備をホテルの会に委託。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/oshigoto_fes/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/oshigoto_fes/index.html</a>					
西区アダプト・プログラム	地域住民や企業などの団体が、道路や公園などを自主的に清掃活動し、それに対し行政が清掃道具の提供、傷害保険の加入等さまざまな支援を行い、地域の活動をサポートをしている。	事業協力	通年	地域団体47団体が道路清掃等を実施。	西区市民部 地域振興課 011-641-6926
<a href="http://www.city.sapporo.jp/nishi/machizukuri/adopt/adopt_pg.html">http://www.city.sapporo.jp/nishi/machizukuri/adopt/adopt_pg.html</a>					
エコまち西区推進事業	住民による環境活動が定着・継続・発展するまち(通称「エコまち」)を実現するため、区民協議会である「西区環境まちづくり協議会」の活動を支援し、環境活動によるまちづくりを推進する	会議	R1年12月、R2年3月	「西区環境まちづくり協議会」企画運営会議実施	西区市民部 地域振興課 011-641-6926
		各種イベントへの実施・協力	R1年6月～R2年2月	「西区環境まちづくり協議会」全体会議実施(文書会議) 「西区環境まちづくり協議会」が実施する各種イベント(延べ2,350人)	
		<a href="http://www.city.sapporo.jp/nishi/machizukuri/kankyo-kyogikai/top.html">http://www.city.sapporo.jp/nishi/machizukuri/kankyo-kyogikai/top.html</a>			
教育委員会事務点検・評価における児童生徒等との意見交換の実施	教育委員会事務点検・評価の実施に当たり、事業・取組についてより理解を深め、効果や課題を的確に把握することを目的に、教育長及び教育委員による授業視察や児童生徒等との意見交換を実施する。	意見交換会	R1年6月14日	意見交換会(小6及び教職員)	教育委員会 生涯学習部 総務課 011-211-3829
		意見交換会	R1年7月4日	意見交換会(中3及び教職員)	
		<a href="http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/tenkenhyouka.html">http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/tenkenhyouka.html</a>			
社会教育委員会	社会教育法第15条の規定に基づき教育委員会が委嘱した社会教育委員による会議。社会教育行政に広く各方面の良識と経験を反映させることを目的に会議を開催し、協議内容を教育委員会へ報告する。	会議	R1年8月	・今期の協議テーマの決定について(協議事項)	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 011-211-3871
		会議	R1年11月	・今後の協議の方向性について(協議事項) ・第3次札幌市生涯学習推進構想の実施状況について(報告事項)	
		会議	R2年1月	・今期の協議テーマ「地域課題に対応する社会教育～災害に向き合う地域づくりを例に」について(協議事項) ・サッポロサタデースクール事業令和元年度実施状況及び令和2年度実施方針案について(報告事項)	
		会議	R2年3月	・今期の協議テーマ「地域課題に対応する社会教育～災害に向き合う地域づくりを例に」について(協議事項) ・令和2年度札幌市教育費予算について(報告事項) ・サッポロサタデースクール事業令和元年度実施状況及び令和2年度実施方針案について(報	
		<a href="http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/suishin/in.html">http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/suishin/in.html</a>			
学校改築事業	H31(R1)年度に改築基本設計を実施する学校について、学校関係者、保護者、地域住民等の代表及び行政による協議会、住民説明会を開催するなどし、施設づくりに対する意見を聞く。	協議会	R1年11月～R2年1月	改築事業校2校において各2回実施。	教育委員会 生涯学習部 学校施設課 011-211-3835
		住民説明会	R2年2月	改築事業校2校において各1回実施。	

令和元年度 市民参加の実施結果一覧

条例、計画、事業等の名称	内容	市民参加の実施方法	実施時期	実施結果	担当局部課 電話番号
HPアドレス					
学校規模適正化推進事業	「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第2次]」で選定した、厚別区上野幌・青葉地域及び南区石山・芸術の森地域において、保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」等を昨年度に引き続き開催するなどし、学校規模の適正化に向けた取組を進めた。	検討委員会	R1年6月～R2年3月	上野幌・青葉地域5回、石山・芸術の森地域3回	教育委員会 生涯学習部 学校施設課 011-211-3836
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/tekisei1.html">http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/tekisei1.html</a>					
市立幼稚園の在り方検討会議	市立幼稚園の在り方(方針)の策定に向け、本会議を開催し、公立の幼稚園として市全体の幼児教育の質の向上を図る役割や人材と財源を最大限活用した市立幼稚園の機能強化などについて、有識者や市民委員から意見を聴取し検討を行う。	検討委員会	R1年5月末	10名が委員として参加。	教育委員会 学校教育部 幼児教育センター担当課 011-671-3220
		検討委員会	R1年7月初	12名が委員として参加。	
		検討委員会	R1年7月末	11名が委員として参加。	
		検討委員会	R1年8月末	12名が委員として参加。	
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/voujikyouiku/iinbosyu.html">http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/voujikyouiku/iinbosyu.html</a>					
図書館等利用者アンケート	各図書施設において、図書館サービスに関する満足度調査を実施する。	アンケート	R1年10月～12月	中央図書館、地区図書館、えほん図書館及び図書・情報館の計12館で実施 2,413人に配布し、2,156人から回答(回収率89.3%)	教育委員会 中央図書館 運営企画課 011-512-7330
<a href="http://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/liv/top.html">http://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/liv/top.html</a>					
第19回統一地方選挙における啓発事業への参加	若者に選挙に対する意識を高めてもらうとともに、投票参加を促すことを目的に、高校放送局に街頭放送の原稿作成・録音を行ってもらったり、大学生にキャッチフレーズの考案や街頭啓発に参加してもらった。	事業参加	H31.3～R1.4.7	街頭放送は期日前投票開始日から投票日まで市内中心部(大通・すすきので1日30回)や本庁舎(1日1回)で放送した。 キャッチフレーズは各種啓発事業(横断幕、懸垂幕、啓発物品等)で活用した。 街頭啓発は3/31に2か所で実施し、大学生は計12名参加した。	選挙管理委員会 選挙課 011-211-3247
第25回参議院議員通常選挙における啓発事業への参加	若者に選挙に対する意識を高めてもらうとともに、投票参加を促すことを目的に、大学生にも街頭啓発に参加してもらった。	事業参加	R1.7.15	3か所で実施し、大学生は計21名参加した。	選挙管理委員会 選挙課 011-211-3247

## 第4次市民自治推進会議 市民参加条例の在り方についての検討

市民参加条例の在り方に係る、第3回会議終了時までの各委員からの意見・発言概要は以下のとおり。

#### ＜市民参加条例の制定可否＞

○ 第3次推進会議の報告書等をもう一度読み返してみても、そもそも自治基本条例をつくるときに市民参加条例をつくることがあるという事は、やはりきちんと把握しておくべきだし、それを忘れてはいけないと思うので、市民参加条例をできるだけつく方向で考えていくことが必要だと思う。

○ 何をもちって市民参加が活性化しているのかの物差しにもよるが、市民参加の促進が図られるのであれば、条例はつくってもいいのではないかとと思う。

○ 今の自治基本条例の中には以下の足りない要素があり、市民参加条例は必要だと感じている。

・理念的なものであって、市民参加をどのように行うのか具体的な手法があまり書かれていない。

・自治基本条例では、市民参加の将来像として具体的なものがあまりない。

ただ、一つ迷いとして、市民参加条例でないといけないのかと考えたとき、京都市の推進計画のような計画として位置付けるのも一つの方法なのかもしれないと思うところ。手法もそうだが、変わっていくものでもあり、更新していくことありきで考えれば、条例でなくてもいいのかなと感じている。

○ 自治基本条例自体は、条例等となっているので、必ず市民参加条例をつくらなければ駄目とはしていないが、条例化していくことを前提としており、条例化していくことが筋だろうと思う。

ただ、実際、どこまで本当にコストがかかるのかなど、まだよく見えないところがあるので、そういう意味では時期尚早というところがあるかとは思っている。

○ 自治基本条例自体の認知度が低いところに市民参加条例をつくっても、市民に対してどの程度の効果があるのだろうかと非常に危惧する。費用対効果が非常に薄いのではないかと想像される。

このため、市民参加条例をつくることに反対というより、時期がまだまだ早く、もう少し市民の理解を進めていった段階でつくられるといいという気がする。

○ 現状の評価ができないので、現時点では条例を制定することができなかと考える。

条例の文言を考えるにしても、例えば、どこまでを目指すのか、何を指すのかという現状の評価ができない限り、制定は難しいのではないかと。

○ 今の段階では市民参加といっても、何を目的にしたらいいのかという部分がすごく分かっていないので、もっと推進会議で討論し、いい方法を編み出していかなくてはならない時期であるのではないかと。

【総括】 すぐに条例化すべきだという提言を出すことは難しいのではないかとというのが大勢の意見であった。条例化のためには基盤が整備されるというか、機が熟さない無理ではないか。その基盤を整備する、あるいは、機を熟させるためにどういうことが必要かを検討していくということが一応のコンセンサスだったのではないかと。

#### ＜その他の主な意見・発言等（抜粋）＞

○ 市民参加条例をつくるメリットとして、チェック体制の確立が一番大きいと思う。他自治体の条例を見ると、例えば、公表をする、チェックするような機能をつくるという規定を持っているところが多いようであり、そういうことがしっかりチェックできると思う。

○ 条例の中身にもよるが、必要以上にコストをかけてやるのが目的ではなく、あくまでも市民の参加や活動を促すものであり、必要以上に事務仕事を増やすことなく、いろんなやり方をうまく考えていければいいと思う。

○ フェーズで考えていって、まず、こういう段階では、施策となるのか、こういうやり方によってこう図るべきだということを考え、その上でこれを検討し、こうなれば条例化すべきというものがある程度の方角性として考えていければいいと思う。

○ 市民参加条例まで持っていくのがいいとは思いますが、今はまだ早く、市民参加条例をつくるまでに市民に向けてそういう雰囲気づくりを醸成していかなければいけないと思う。

市民参加に対する手引書や解説書みたいなパンフレットのものを市民に配布し、少しずつ理解度を上げてもらって、そういう雰囲気が醸成された段階で条例をつくるという方向へ持っていく方がいいのではないかと。

市民参加条例が先走ってしまうと、それに対する興味を失って、効果が現れないと思う。

○ 本当に具体的に検討していかないと分らないため、委員の皆さんと具体的に（市民参加条例を）どういふふうにつくっていくのだろうかという検討を進めていったらいいのではないかと。

○ （市民参加条例の検討は）何のために必要なのかが先にあると思っていて、現状では何が足りないか、市民参加条例には何があるのかからの話が良いと思っている。

○ （市民参加条例について）その目的や、なぜつくらなければいけないのかということや、今の推進会議で審議するのは難しく、我々が経験した中での意見しか言えないので、市民からもっと広く意見を求めると良いと思う。

○ 最後の段階では、機を熟させるため、足りないことに對してどういふことをやるべきなのか、そういうふうにして提言に持っていくというのが大まかな方向なのかと思う。



---

**市民参加条例の在り方について<報告書>**

**第4次札幌市市民自治推進会議**

**2022年（令和4年）3月 発行**

**（お問い合わせ先）札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課**

**〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目**

**電話 011-211-2253 FAX 011-218-5156**

---